

## 第 6 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 27 年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 27 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 27 年 12 月 18 日 午後 3 時 22 分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

2 番	竹 原 祐 一	3 番	岩 下 礼 治
4 番	谷 崎 利 浩	5 番	園 田 浩 文
6 番	菅 敏 徳	7 番	市 原 正
8 番	森 元 秀 一	9 番	河 崎 徳 雄
10 番	大 倉 幸 也	11 番	湯 浅 正 司
12 番	田 中 弘 子	13 番	五 嶋 義 行
14 番	高 宮 正 行	15 番	古 澤 國 義
16 番	阿 南 誠 藏	17 番	古 木 孝 宏
18 番	田 中 則 次	19 番	井 手 明 廣
20 番	藏 原 博 敏		

### 欠席議員

1 番 立 石 昭 夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一 生
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 課 長	日 田 勝 也
ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司	観 光 課 長	市 原 巧
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ま ち づ くり 課 長	佐 伯 寛 文
税 務 課 長	藤 井 栄 治		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	本 田 良 治
書 記	佐 藤 由 美		

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。1 番、立石昭夫君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

### 日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

これより順次一般質問を許します。

16 番議員、阿南誠藏君。

阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） おはようございます。今朝目が覚めると、阿蘇一面が真っ白く様変わりいたしておりまして、本来の阿蘇に戻ったかなという気持ちもいたしておりますが、今日は2日目ということのトップバッターで気を引き締めて一般質問を久しぶりにやりますので、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行いますけれども、一問一答で行います。明瞭端のご答弁をお願いいたします。

阿蘇市が平成 18 年から導入しております指定管理者制度で、現在の指定団体の選定方法並びに施設の運営管理状況について、またいこいの村の運営についてお尋ねをいたします。平成 17 年の 2 月に 2 町 1 村が合併し、阿蘇市が熊本県で 13 番目の市として誕生をいたしました。当時、阿蘇市の人口は 3 万 457 名で、本年 11 月まで 2 万 7,634 人で 2,623 人が減少いたしております。人口減少はこれからもずっと続くと思われませんが、合併前からそれ

それぞれの自治体で住民ニーズに沿ったサービスを行うため、それぞれに施設を創設し、管理委託制度を活用してまいりました。旧阿蘇町では、14施設のうち2施設は合併後に新設をされております。光ネットワーク、内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」、また一の宮町では12の施設、波野では3つの施設、合わせて29の施設が現在あります。

そこで、合併後この施設を行政経費を削減しながら民間事業者のノウハウを活用して利用する機構に移ってきておりますが、そういった目的で指定管理者制度に移譲いたしております。指定管理者制度は、平成15年6月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設され、本市でも平成18年からこの制度に移譲し、現在に至っております。

そこで、本市における現在の指定団体の選定方法はということで質問を申し上げます。財政課長、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

現在、阿蘇市では指定管理者に出している施設が28施設ございます。3年と5年という指定期間の部分がございます。3年というのが田園空間とか神楽苑の関係ですね。5年が体育館とかアゼリアとか、そういう施設の管理の部分でございますが、まず担当課のほうで募集要項というのを作成いたします。各施設を管理している担当課です。それに基づきまして、今度ホームページで募集を掛けます。これ約2カ月間ぐらいの募集期間を設けます。その後、募集の業者に基づきまして、候補者の選定を行います。庁舎内に選定委員会というのをつくっております。副市長が委員長で、あとは5人の部長になります。全員で6名でございます。その選定委員会の中で事業者1社、1社に対しまして書類の審査、それと運営方法等のヒアリングを行います。1人100点満点で6人ですので600点満点で審査を行います。それを受けまして、上位の点数の分を選定という形になります。複数の応募があった場合ですね。そして、最終的には議会の議決を経て決定という形になっております。一連の流れは、そのようになっております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 選定方法については、今伺いましたとおりだと私も認識いたしておりますが、実はこの28の中で指定管理の更新がかなりなされておりますし、多いところで4回、また少ないところで2回、1回ということでございますが、管理については熊本市、あるいは類似する市においても、この指定管理者制度というのはどこでも活用されていると認識いたしておりますが、この応募件数についても阿蘇市の場合、どれぐらい一施設に対して現在応募があっているのか。この資料を見ますと、ほとんど当初から同じ指定管理者がずっと更新で連なっております。あわよくば2、3点システムが変わったことによって代わった施設もございませうけれども、指定管理者から見れば、それだけ魅力がないのかなと、応募が少ないということ、そういった思いもいたしておりますが、その応募状況はどうでしょうか。簡潔にお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 業者名はちょっと控えさせていただきますが、ほとんど1社

が多いんですが、複数応募があつているところは古代の里キャンプ村が2社、それとファミリーパーク「あそ☆ビバ」ここが2社、それと阿蘇体育館とか第2体育館とか、その施設関係が2社、それとあびか関係が3社、アゼリアが2社、あとは、1社でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 今答弁のとおり、なかなか応募者が少ないという心配もございませうけれども、住民のサービス、ニーズに応えるためには、複数の方がおいでいただいて競争原理という形の中の立派な指定管理者に指定ができればいいなと思つているところであります。

続きまして、次の質問に移ります。各施設の運営管理状況についてお伺いいたしますけれども、先ほど申し上げましたように、指定管理者は28施設であります。そういった中で、私が今日通告いたしております状況は28社がすべてここに明記いたしてありますが、これを一つ一つ質問しますと与えられた時間45分ということでございますので、なかなか終わらないということで、私の独断で、それぞれの自治体を抜粋いたしまして1社、2社ずつ質問をさせていただきたいと思つますが、まず波野が一つの施設、一の宮が二つの施設、それから阿蘇地区が二つといこいの村ということで、合計6つの施設についてお伺いしたいと思つますが、まず波野地区の神楽苑についてお伺いをいたします。現在の運営管理について、簡潔にお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市神楽苑でございますけれども、こちらのほうも先ほど財政課長の答弁のとおり28の指定管理者施設の一つでございます。現在、本年4月から平成30年3月までの3年間で指定管理期間を設けさせていただいております。管理状況といたしまして、収入面でございますけれども、平成24年が2億7,500万円、平成25年度でございますが2億9,800万円、平成26年度が2億8,200万円と推移をいたしてございます。今年度につきましてはまだ数字的に決算状況も上がっておりませんので、本年度についての状況等については差し控えさせていただきたいと思つます。利用人数といたしまして、こちらのほうも平成24年が22万9,000人、25年度が45万7,000人、それから26年度に至っては24万1,000人でございます。若干平成24年度につきましてが水害関係によりまして落ち込んでございますけれども、25年度については約22万人ほど伸びている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 今、神楽苑についてのご報告がございました。ご存知のとおり、神楽苑は平成18年から4回更新をしております。神楽苑は当時波野村で建設されております。これは平成3年3月に建設されております。現在はもう24年経過をいたしております。そういった中で、神楽苑のほうで神楽イベント等が行われておりますが、お伺いするたびに、いわばベンチというか、展示場あたりが木造でつくっておりますが、非常に腐食が進んでいるなという気がいたしておりますし、そういった部分のメンテナンス、そう

いった改修、例えばいろんなイベントがあったときに、事故等があったときに、どこにこれは責任があるのかということに当然なろうかと思しますので、そこあたりも非常に財政上、厳しい状況下の中ではありますけれども、指定管理者と市との関係で、そういった分の修復ができる分は着手していただきたい。どのようにお思いでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、施設ごとに包括協定書を締結させていただいております。その包括協定書の中身のほうに指定管理料なり、管理運営方法であるなり、そういった取り決めを協定書のほうに盛り込ませていただいております。今、ご質問がありました施設の維持管理の部分でございますけれども、こちらのほうもリスク分担というふうなことで、市が持つべきもの、それから指定管理者が持つべきもので分担をさせていただいてございまして、そちらのほうで協議の下、市がやるべき部分、それから指定管理者がやるべき部分ですみ分けをさせていただいてございます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） よろしくご審議をしていただきながら、住民サービスが充実したものになるように、ぜひお願い申し上げます。

続きまして、2番目の一の宮地区の四季彩ということですが、これも平成15年に建設されておりまして、12年が経過をいたしております。これは、四季彩ということは、地元の食材あたりを展示、供給している施設であります。現在、波野にも神楽苑があるし、また阿蘇のほうにも道の駅がございます。そういった部分で、両施設に挟まれてなかなか運営も厳しいかなという気もいたしておりますが、現在の運営状況をちょっとご説明いただきます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。四季彩一の宮というふうなことで、正式な施設の名称といたしまして「農林畜産物販売食材供給施設」でございます。直売所機能と併せて地域の食材を活用しましたレストランと、そういう食材を供給する施設機能になってございます。供用開始が平成16年4月からでございます。今回3回目の指定管理の期間になっていると思います。指定期間といたしまして5年を設けさせていただいております。現在、平成24年4月から29年3月までという形の5年間で定めさせていただいております。過去の収入といたしまして、平成24年が1億800万円、25年が1億1,100万円、昨年26年度が1億1,200万円程度の売り上げになってございます。利用者数につきましても、概ね10万人というふうな形で年間の利用者数が実績となっております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） なかなかこういう時節柄、いろんな地域にこういう道の駅、物産館あたりがどこの行政でもやっておりますので、基本的には阿蘇の特産である物を展示販売というのが基礎だろうと、原点だろうと思っておりますので、そういった意味合いから、

当然この施設に設置目的というのがその当時ちゃんと掲げられております。農業生産の増進と農業者の経済、または社会的地位の向上を図ることを目的とするということできちっと明記がしてございますが、それぞれの施設には当然目的がなされておりますが、この時代時代によってこの目的も微妙に変わってきているのではないかなと思っておりますので、これは今現在、28の施設の中で所管の課が、観光関係が6施設、まちづくり課が10施設、農政課が2、教育課が10、総務課が1ということで、それぞれ所管がありますけれど、そういう意味合いからお互いの連携を深めながらこの住民サービス、またこの地は観光地でもございますから、そういった面でも幅広く視野を広げながら頑張っていたきたいと、かように思っております。

それでは、次に移りたいと思います。宮地地区の阿蘇市温泉プール、温泉施設についてお伺いをいたしますが、これも一の宮町時代に平成6年2月28日にオープンをいたしまして21年が経過をいたしております。この施設につきましては、当時多くの方が期待をし、この施設に対して愛着心をもってスタートしたのだらうかなと思っております。特にこの通称言います「アゼリア」という言葉で申し上げておりますが、このアゼリアにつきましても今回来年度、第71回熊本県民体育祭がこの阿蘇地域で開催されます。その中で水泳競技という分をこのアゼリア21で行われる予定であるそうでございますが、このことにつきましても先般の温泉施設の天井の落下ということで補正予算も組み、修復もできていると思っておりますが、そういった面の他県からたくさんの方がお見えになります。そういった分のメンテナンス、施設は大丈夫かというチェックはちゃんとできているんだろうかと思ひまして質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。ただ今の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

アゼリア21につきましては、当初地域住民の健康づくりと体力づくりを行いながら、スポーツの振興と合宿誘致、地域活性化も図っていきたいということでつくられております。ただ今ご質問がありましたアゼリア21の温泉施設につきましては、今回、天井落下ということで市民の皆様には大変長期間ご迷惑をお掛けいたしました。今後も維持管理面での必要な補修に取り組んでいきたいと思ひしております。

まず、利用状況についてお答えをさせていただきたいと思ひます。昨年度、26年度のアゼリア21の利用者につきましては18万8,699名でございます。それから、収支状況でございますが、収入につきましては1億1,750万円ほどでございます。市のほうからは指定管理委託料として4,800万円程度お支払いをしているところでありますが、昨年度は重油価格の高騰がございましたので、協定書の中でリスク分担をうたっております。昨年度はプラス1,510万円ほど燃料費の高騰分について補填をしているところであります。残り分につきましては、施設の使用料、あるいは自主事業等の展開をしながら取り組んでいただいているところであります。指定管理につきましては、平成24年から東京アスレチッククラブに指定管理をお願いしているところであります。

それから、施設の管理面につきましては、安全対策といたしまして特に指定管理において日々の業務の中で施設の目視点検、あるいは地震台風等のあとの被害状況につきましては、その都度連絡していただく体制をとっております。従事者の安全確保に今後も努めていきたいと思っており、市としましては、施設の設備類の点検、公共施設における事故の管理責任等につきましては、当然管理者の責任がある場合、施設の設置者として阿蘇市の責任を問われる場合がありますけれども、それに対応できるように、公共施設における事故の設置者責任部分につきましては、総務課のほうで一括して総合賠償責任保険に加入しておりますので、そちらで事故対応ができるように現在、取り組んでいるところであります。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） いずれにいたしましても、この施設というのは地域住民の健康増進のための施設でスタートいたしておりますが、今回、先ほど言いましたように熊本県民体育祭が開催されます。そういった意味で事故のないように万全を期して望んでいただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。次は、阿蘇地域ということで、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」並びに横に隣接します阿蘇市阿蘇中央公園ということでございますが、これ先ほど言いましたように阿蘇市が合併して、合併後にできた施設でございますが、平成24年からスタートいたしております。今現在5年経過をいたしておりますが、この中央公園についてはもう23年経過いたしております。当時、私阿蘇町議会議員のときに、ちょうど議会の裏側になりまして、非常に荒れ放題、地域の皆さんの自転車あるいは一輪車、いろんな想像も付かないものが池の中に沈んでおって、もう悪臭もございました。しかしこういった中で、この指定管理者になり、ワークネットという指定団体が常日ごろからこのことについては非常に献身的に、立派にしておられると。もうこのいろんな施設を見ます中で、私、この施設だけは本当に拍手を送りたいなという気がいたしております。といいますのも、当然阿蘇市は観光地でもございますし、内牧の中心地でもございます。そういった意味合いから、多くの観光客の中で子どもさんを連れてこられて、あそ☆ビバで遊ばせて、そして自分たちは公園のほうで散策をするという風景をよく拝見いたします。本当に素晴らしい施設であるなと私は常日ごろからこの管理をするワークネットの皆さんにもそういった気持ちでおります。今後そういったことも含めて、このワークネットの皆さんとして、ファミリーパーク「あそ☆ビバ」、それから中央公園のように住民サービスが徹底してできるような施設をぜひ今後も目標に頑張っていたいただきたいと思っております。このことについて、特段質問はございません。

それでは、次の阿蘇市農村公園あびかということでご質問をさせていただきます。このことにつきましては、先ほどアゼリアのときにも申しましたように、第71回熊本県民体育祭が行われる中で、開会式が9月24日に行われる予定でございます。また、併せて閉会式も阿蘇市体育館で行われる予定でございます。そういった中で、これ常日ごろからいろんな議員の皆さんが質問等でもあっております。特にこのあびかについては陸上競技がメインのシステムになろうと思っておりますが、トラックが非常に年数が経っておりますことによ

って損傷しており、本当に走るのにこれで大丈夫かなというふうに危惧をいたしておりますが、このことについては、これは熊本県民体育祭でありますので、県の補助あたりはできないのか、もっと改修はできないのか、これはいろんな形でそれぞれの議員も思われておりますが、実は先だつての阿蘇郡市の町村議会議員の皆さんが研修を行いましたときに、それぞれの議員の皆さんが、これじゃねという話をされておりました。その中で、阿蘇郡市7市町村で少しずつ出し合っても何とかできませんかという話をしたところでありましたけれども、なかなかそれぞれの自治体も財政難ということで、それは県に言いなせつというような言葉もたくさんあったような気がいたしますが、このことについて所管である教育課はどのようにお考えか、質問をいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員からご指摘のように、本来であれば県体でありますのでそういった助成がないか県にもお尋ねをしているところでありますが、やはり会場としましては県内の郡市を回って、それぞれ現状の施設を利用しながら大会を開催していくということで、基本的には会場となる市町村のほうで整備をお願いし、あるいは当日の大会につきましても運営の協力をお願いしたいという回答でございました。阿蘇郡市内の町村会の中でも、市長のほうからもそういった助成のお話もしていただきましたけれども、非常に難しいということで、町村会にあります郡市の実行委員会からもそういったお話を聞いているところでございます。3年前に陸上競技場のトラック1コース、2コースにつきましては、特に合宿誘致もあり非常に利用者が多いということで3,000万円ほど掛けて改修をしてきているところでありますが、あと残り6コースと、その外周関係を考えますと、1億円程度の補修費用がかかりますので、現時的には整備には補助金等をいろいろ検討しておりますけれども、難しい状況があり、実現に至っておりません。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 今お聞きしますと、なかなか予算関係で、それぞれの自治体でということでございますので、なかなか大変とは思いますが、何とか善処して、県民の皆さんが素晴らしい施設だなということで、当然サッカー、いろんな球技あたりもできる施設でございますから、ぜひ阿蘇に来たいというようなそういう意味合いも込めておりますので、何とか頑張ってください。よろしく願いいたします。

県民体育祭について、今いろいろお聞きいたしました。実はこの県民体育祭というのは34種目ございまして、そのうち阿蘇市内で行われる競技が8種目であります。その8種目の中で、陸上競技、水泳、軟式野球、卓球、バスケットボール、サッカー、それから相撲、ゲートボールといったふうに8種目がこの阿蘇市で競技がなされます。そこあたりで、地域の皆さんにもそういった歓迎のムード、何とか成功するためにそういった啓発をぜひお願い申し上げたいと思っております。

時間が迫ってきております。まだ少しございますので、次に移らせていただきます。

昨日から二人の方からご質問がなされました。阿蘇いこいの村についてお尋ねをしたい



と思いますが、昨日お二人の方がある程度の突っ込んだお話もございまして、大体把握はいたしましたけれども、このいこいの村というのは、昭和49年に建設をされております。既に31年が経過いたしております。昨日の質問の中にも、ボイラー、いろんな施設の不具合が出てきております。そういった中で、いろんな問題がある中で管理はどこが担当をするのか。これは、当然まちづくり課とは思いますが、同じような答弁になりますので、このことについては省略をしていきたいと思いますが、指定管理者というのは当然設置条例がなければ指定管理者にはなれません。この指定をするための設置条例について、簡潔にお願いしたい。というのは、それぞれ問題が起こったときに条例に基づいて解決をするわけですから、非常に大事な部分であろうと思っております。それから、ないとすればどうするのか。それから、施設内で事故等があった場合、責任は誰が取るのかといった問題。更には、昨日もございましたが、年間使用料が固定資産相当税の年間1,000万円ということで協定書の中にもうたっているようでございますし、この収入状況についても、昨日の説明でわかりました。特にこの一般的に賃貸契約というのは、一般の家庭でもアパート、住宅の借り受けにしても、同等に月初めに払うのが一般の常識であろうと思っておりますが、この協定書の中にはお互いの話し合いの中で年度内であればいいと、更には分納もできるということもちゃんとうたっているようでございますが、私が一番心配するのは、この契約というのはとりあえず10年間の契約、そして更に5年間の延長も可能ということに認識いたしておりますが、この賃貸1,000万円というのは、ずっと1,000万円なのか。それぞれ社会情勢は変わりますし、固定資産の評価も関わってくると思います。そこで、賃貸料の改定についてお尋ねいたします。

それから、28年9月末までが今の現在の1,000万円ということで推移していると思えますが、今後どのような形になるか、質問が何点かありましたけれどもまとめてご答弁をお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 賃料についてお答えいたします。

今、議員が言われましたとおり、平成28年の9月30日までは1,000万円でございます。その後につきましては、物件の固定資産評価額を基準として改定を行います。税額の変動、物価の変動、またその他の事情により賃料が時価に対して好ましくないという部分になりましたら金額の変更があります。基本的には、固定資産評価額が基準という形になると思えます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 多くの方がこのいこいの村については1,000万円というのは認識していると思えます。この28年度までということはほとんどの方がご存じないのではないかなと思っております。こういったこともやっぱり阿蘇広報あたり、例えば議会だよりあたりでもこういうことですよ、ちゃんと時代に即応した賃借料の改定は行いますということをやったりやるべきだろうと思っております。

そこで、このリスクといいますか、それぞれの自治体と指定管理者の間にいろんな問題

が生じた場合に、どちらがどう責任を取るべきかという問題が今後も出てくるであろうと思います。そこで、リスクの分担といいますか、公の施設の管理にあって、事故や施設設備の破損、自然災害、物価上昇等の経済状況などで予測できない理由によって市と指定管理者とはどのようなリスク分担をするのかということ、適正に設定されているかということとをとりあえず質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほどから各担当課長が答弁しましたとおり、各施設ごとにリスク分担表というのをつくっております。それに基づいてリスク、業者側なのか、市側なのかというような判断を明確に定めておりますので、現時点で的確にその分については設定をされております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） はい、わかりました。いわば、指定した側とされた側がいい意味で住民サービスに徹底してできるように、お互いの信頼感を損なわないような協議をしながら努めていただきたいと、よろしく願いいたします。

時間が残り10分でありますから、私が今まで質問した中で、おさらいといいますか、こういったことをぜひお願いしたいということも含めて、2、3申し上げます。

公の施設の管理、いわば指定管理者ということで、以前は管理委託制度ということで行われておりました。その中で、3点ほど行われていたことがございますので質問をいたしますが、管理者が地方公共団体出資の団体等に限らずNPOを含む民間事業や法人格を有しない団体、いわば民間事業者に拡張された。更には、設置者が管理者に公の施設の管理を委ねる行為が契約によってではなく、議会の議決を得て指定をすることになった。公の施設の使用許可を設置者ではなく、管理者が行うようになった。こういう大きな3つが今変わってきております。

そこで、それぞれ先ほど答弁をいただいた中で、それぞれなったことによってメリット、デメリットというのは当然出てくると思います。そこで、メリットについて、施設の管理に民間事業者のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できる。施設の管理に期間を定め、PDCAサイクルを明確にすることで、サービスの改善に生かすことができる。このPDCAというのは、Pが企画、プランということですね、Dがドゥーで管理運営、Cがチェックで評価、Aがアクションで改善見直しということで、こういったものをサイクル的に行うべきであるということ。3番目に、指定管理者の選定手続き広報とすることで、競争原理による管理コストの軽減を図ることができる。行政経費の削減が期待できるということではありますが、デメリットということでこのことについてちょっと相反するかなという気がする点がございしますが、人件費の抑制などコスト削減の面のみが着目されて、施設の運営経費が十分に確保されていない場合は、利用者に対するサービスの提供や地域の雇用に影響を与えることも懸念されます。担当課はどのように考えておるか。それぞれの施設の決算書の経営状況あたりもチェックしていただきながら、そういったことにならないように注意を払っていただきたい。

それからもう一つ、現状と課題ということで、阿蘇市では指定管理者制度以降の成果や課題の検証を行うため、外部有識者による公共施設改革委員会を開催し、募集選定のあり方、適切な指定期間の長さ、市と指定管理者の役割などについて検討を行うべきと私は思っておりますが、このことについて最後にお伺いしたいと思っております。

その前に、当然、評価というのが出てまいります。この評価は誰がするのかとなると、やっぱり私は住民であろうと思っております。しかしそういった住民の意見を我々議員のほうに届ける方はまあいいんですけれども、口々に噂的に話すだけでは改善にはつながらないと思っておりますので、我々議員も地域の皆さんとよく話し合いながら、地域住民に徹底できるようにということで努めなくてはならないと思っておりますが、市民に最も身近な場所でサービスを提供している公の施設は、市民ニーズを反映された管理運営に努めていかなければならない、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、市民、民間事業の能力やノウハウを幅広く活用することが有効である。指定管理者の導入を進めているところでありますが、その結果を一層高めるために、指定管理者の管理運営状況について、年に1回ぐらいは行っていただきたいというふうに思っておりますが、この点についてご答弁をお願い申し上げます。2点今申し上げました。それで、一応私の質問は終わりますけれども、とりあえずお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それぞれの指定管理の運営状況につきましては、所管の担当か、施設を管理する課のほうで指導、またはチェックを行っております。それと、更新の段階で、一番最初に申し上げました選定委員会の中でのヒアリング、その中ではその前までの経緯ですね、運営状況、そういう部分についても一つのヒアリングの状況になっておりますので、そういうところにチェックをしております。今議員が言われましたとおり、外部によるチェック、これは1年に1回なのか、3年に1回なのかは別にいたしましても、現在指定管理者だけじゃなくてある程度の市政の部分で外部チェックというのが国のほうからも指示されてきておりますので、そういう部分については今後研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 時間がまいってきております。先ほど申しましたように、28プラス1いこいの村ということで、それぞれの施設は住民が非常に関心がある、またサービスをしていただいている施設でもありますので、万全を期して頑張っていただきたいし、先ほど申しましたように、それぞれの施設には目的というのがちゃんと明記してございます。時代に即応した目的のまま、今現在行っているか、そこあたりもチェックをしていただきたい。時代に沿っていない部分においては、きちんと改正をしていただきたいと思っております。

そこで最後になりますが、ちょっとまたいこいの村の問題になりますけれども、当初の目的でありましたいこいの村については、平成26年には施設内に国産和牛の専門ステーキハウスをつくるということがなされておりました。また、27年には敷地内に温泉を掘削し、

温泉事業を展開するというのもうたってございました。また、28年には温泉廃熱を利用した水耕栽培ハウスを整備するという大きな指定管理者になったときの理由になっているとその当時思っておりますが、現在、もう契約されて3年が過ぎようとしています。そういった中で、我々は黒川地区でありまして、特に黒川地区の皆さんはこのいこいの村においては愛着心を持って、いろんな方がいろんな面で利用されてきております。現在は、開店休業のような状況の中で、非常に寂しい思いがいたしております。そういった意味合いから、アグリスクエアあたりとの関係も修復していただいて、当初の目的どおり何とかできるように、行政も力を貸していただきたい、このように思っております。残念ながら先般の全協の中でもアグリスクエアの中山さんが説明されましたけれども、基本的には限定した言葉を言うとうとうもならない、それを聞いた人は、まさかということになりますので、きちっとそういったことも含めて、やっぱり将来の展望という形でかかっているかないと大変な問題になってしまうというふうに思っております。今後、こういった問題がまたまた起こらないように、それぞれの行政も、担当課も今までと違った意味で頑張っていたきたいし、住民の心配を払拭できるように頑張っていたきたい、かように思います。何か最後にあれば、これで終わりますけど、よろしいですか。

私がこうあってほしいというのは今申し上げましたように、ぜひそのように頑張っていたきたいと思えます。私も久しぶりの一般質問でございました。本当にありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君の一般質問が終了しました。

続きまして、3番議員、岩下礼治君の一般質問を許します。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番議員、岩下礼治です。今日は1問だけ、地籍調査ということで議論を深めたいと思っております。

まずは、質問の動機から申し上げてみたいと思えます。9月の議会の総務常任委員会で、税務課から今後の地籍調査につきましては、波野地区が20年、それからその後に宮地に移って30年ということをお聞きしました。そのとき大変唖然としたわけです。開いた口がふさがらないというのは、このことかと思いました。市が合併する前、随分前の話ですが、この地籍調査というのは国土調査と言っていたと思えます。その時代からすると、もう既に30数年が経過しているんじゃないかなろうかと思えます。このことにつきまして、私は地域の人といろいろ話しますと、私たちの時代には間に合わないなと落胆の声ばかりです。子どもの時代になったら收拾が付かなくなる、また子どもは境界を知らない、子どもは遠方で立ち会いが不可能だ。極端な話では、子どもはいないというところもあります。これから50年という2世代先、こんな計画はなかろうかというふうな思いがしております。

そこで、現実の問題として2例、私、話してみたいと思えます。実際の面積と登記簿上の面積に大きな乖離があるということです。私の所有する山林でも、一つは反別が7反か8反あるんですが、その登記簿上の面積は495㎡です。市の税の負担額は166円です。8反です。既に15分の1ぐらいになっています。ということは、166円に15倍掛けると2,600

円ぐらいになるわけです。そんな状態が放置されたままなんです。波野の場合には単価が安いとはいえ、そんな状態がいくつもあるんじゃないかなろうかと、そんな思いがしています。それからもう一つ事例を挙げますと、私先般、10月に数十年ぶりに中学校の同級生から電話がありました。その内容というのは、地籍調査の立ち会いを言われたんだけどどうしたらいいでしょう、その方は岐阜に住んでいる女性の方です。そういう話があったので、私は市役所にお電話しまして、私が立会人に、代理人になったらどうでしょうという話をしましたら、それで結構ですということでしたので、彼女にその旨伝えまして、市役所から代理人の文書の送付をしていただきました。従って、彼女は私を代理人として指定してくれましたので、これから立ち会いをしなければなりません。この10月も第1回目の立ち会いの時期があったんですが、この議会中だったものですからお断りをしまして、またその後、2回目に立ち会うことにしております。市の担当者も大変だと思います。というのは、もう一度話しますと、この彼女の所有地というのはおじいさんの代のものなんです。これは中江の山の神ということで山崎なんです、そこに所有していた。そこのおじいさんの土地、その土地の名義もまだ変更してないようです。そういうことで、孫の彼女のところに行ったということで、市の担当者もそれを探すのは大変だったろうなという思いがしております。そんな状況で、この事例を申し上げましたが、今後このような事態が多発してきますと、この50年というんじゃなくて、70年、80年、地籍調査が終わるまでにかかるんじゃないかなろうかなと、そんな思いがしております。

そこでまずお聞きするんですか、担当課の方にですね。今の実施状況をお聞かせいただきたい。毎年の実施状況、面積的にどうやっているのか、また何haでどれぐらい進んでいるのか。それから、境界の延長で実施しているのか。年間委託料1,900万円ぐらいだったと思いますが、それでもって6人体制でやっておられますが、どの程度管理をしているのか、阿蘇市の全体像をまず聞かせてもらいたいと思います。よろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、阿蘇市内の27年12月現在の進捗状況を説明させていただきたいと思えます。調査面積が345.62k㎡ということで、完了面積が210.86k㎡ということで、進捗率が61.01%ということで、前回の9月の総務常任委員会で説明しましたことなんです、調査面積の345k㎡から完了面積の210k㎡を引きますと135k㎡ということで、後のほうで説明いたしますが、現在2.5k㎡実施しておりますので、135k㎡割る2.5k㎡で、大体50年ということで波野が20年、一の宮地区が30年かかるという説明をいたしました。本市の地籍調査の方法ですけれども、1年目に一筆調査、2年目に測量、それから3年目に閲覧、4年目に認証の請求、それから法務局への送付という流れで、そういうサイクルで行っております。地域ごとの進捗状況でいきますと、波野地区は平成9年に調査を始めておりまして、現在では24.93%完了しております、現在も調査を実施しております。

それから、阿蘇地区におきましては、既に完了しております。一の宮地区におきまして

は昭和 32 年から昭和 41 年の間に実施しておりまして、進捗率 23%ということで、現在は行っておりません。

それから、今、波野地区を行っておりますけれども、平成 23 年度から森林基幹道阿蘇東部線ということで、その沿線について実施をしております。この沿線につきましては、旧波野時代に整備した地区でございます。事業終了後も分筆、それから所有権移転登記が完了していなかったということで、この地区を優先的に実施しております。先ほどご質問がありましたとおり、現在は今年 2.4k m<sup>2</sup>となっておりまして、ここ数年 2.5k m<sup>2</sup>の面積で行っております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 今のやり方というのは、私先ほど延長の話もしたんですが、面積で大体委託料 1,900 万円ということでなされているということで理解すればいいですね。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） はい。面積で委託料の算出をしております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） これは非常に難しい問題かと思っておりますけれども、今固定資産税というのは、市の固定資産税が 13 億 8,000 万円ぐらいだったと思っておりますけれども、この地籍調査が完了したときに、今面積的齟齬があるわけですね。そうしたときに、固定資産税というのはどのぐらい増額されるというか、それは想定できませんか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

面積的に、阿蘇市の外枠はもう決まっております。調査が現在のところ終わっておりませんので、その税額についてもわからない部分ですけれども、その調査の部分で地目とかその土地利用によって変化していきますので、現在の段階ではわからないというところが実状でございます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 私、波野なんかを見ていると地価が安いから、そんなには完了したといっても上がらないかと思っておりますけれども、それにしてもやっぱり 5%ぐらいは増えるんじゃないかなと。5%増えるということは、14 億円の 5%ですから 7,000 万円なんですよね。だから、早くやれば早くやったなりに増収になるわけですよ。私は、今の市の財政をいろいろ考えてみますと、やはり増収策を考えないといけないということですから、何としてもこの問題というのはなるべく早くというのが基本だと思っています。他町村がどうか分かりませんが、旧阿蘇町の場合には、そうしますと合併前に大体終わったんですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 旧阿蘇町におきましては、合併前に終わっております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） もう一つお聞きしたのは、調査終わっているところというのは、

もう翌年度、通常だと3年間固定資産税は据え置きで改定していきますね。そうなるんですが、調査が終わったら、翌年度からもうすぐ改定するんですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 先ほどご説明しましたけれども、1年目にその一筆調査といえますか、立ち会いをやりまして、2年目に測量、それから3年目に閲覧、4年目にその登記所に送る準備をしまして、早くても5年で税のほうに関わってくるかと思われま。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） ちょっと話が通じなかったのは、その閲覧が終わったら3年ごとの改定のときに乗っけるのか、もう翌年度から固定資産税は増額するのか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 先ほどの説明とかぶりますけれども、その4年目に法務局にできあがった分は送ります。そしたら、市役所のほうに登記が完了済みの報告が来ますので、その時点で税務課のその固定資産税台帳のほうに記録されますので、言いますとその次の翌年の1月1日現在で課税されるということになります。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） わかりました。それでは、次の2番目に入りたいと思います。50年間の予定を明らかにということなんですが、波野では今、山崎地区が実施されているようです。それから、私、通りかかきよく通るんですが、回るんですか、横堀地区も大分テープが張ってあるようでございます。多くの方が近くまでテープを張っているから、もうまもなく私のところに調査が来るだろうというふうにいるその後、他の地区に飛んだりということで、十分住民の思惑というのは肩すかしばかりではなからうかなと思うんです。地域の人の話の中では、いつから調査が始まるかわからんということがありまして、これが現実困るんだと思うんですね。だから、50年間の予定地区なりが明示できるのかどうか。こういう計画を立てておられるのかどうか。そこをお尋ねしたい。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ちょっと大きい話なんですけれども、国のほうも昭和26年から調査しておりまして、半世紀以上経っても51%ということで、市の進捗率よりも少なくなってる状況でございます。今のご質問の中に、まだまだ自分のところの調査が来ないということで、先ほども説明しましたけれども、平成23年から森林基幹道阿蘇東部線ということを優先して実施しているということで、北の方から南の方に向けて字ごとに進んでいますので、隣の字の方ですとできない場合があります。今年、その東部線が終わりますので、それが終わりましたら、以前終わった部分の大字小池野・波野の地域に戻って、また北の方から南の方に調査をしていく計画になっております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 市では、そのようにある程度の計画がなされているのかもしれませんが。その予定はですね。ですから、これを市民に知らせるという方法というのはできな

いものでしょうか。大体何年後にはここに入ります。例えば、その 50 年先とは言いません。例えば 5 ヶ年とか 3 ヶ年計画でも知らせるような方法というのはないものでしょうか。市民に、住民に。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

市のほうも一応国の国土事業の 10 ヶ年計画を策定しなさいということで県のほうに出しております。一応 10 ヶ年計画は出しておりますけれども、直近のその調査がどこをするかというのは、大きな流れでは計画を立てておりますけれども、県のほうの計画では 2 倍、3 倍といったような大きな枠で調査計画立てていますものですから、現在やっておりますその 2.5k m<sup>2</sup>とは大分乖離しております。計画では 5k m<sup>2</sup>とか 10k m<sup>2</sup>と、1 年間にです。それですので、その地籍調査を、一筆調査をする前の、その関係者の説明会の中では、その 2、3 年後の計画の区域までぐらいの説明はしております。その 10 年後、20 年後というような長いスパンでの説明をする部分はしておりませんが、今の中で波野地域を終わらして、一の宮地域を調査していくという計画で進めております。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） できることならば、住民の方に 3 年計画で、来年はどこだということがわかれば大変ありがたいんじゃないかな。先ほどからお話しましたように、いつ来るかわからんというのが実態のようです、私が聞いた限りにおいては。従って、できるだけ短いスパンでいいんですが、計画があれば知らせてもらおうと、住民の方も安堵されるんじゃないかな、そんな思いがしております。

次の 3 番に入りますが、再調査は対象外、そのような箇所があるのかという問いなんです。9 月の委員会で再調査は対象外というふうに答弁されましたね。昔は、国土調査と言っていたと、先ほども話しましたが、その頃、自治体の皆さんから国調が進まないという話はよく聞いていたんです。でも、予算は消化したよというんですよね。おかしいこと言うなと思っていたんですが、当初のことは、予算は自治省からもらって消化しないといけないということで、でも手順が悪くてやっぱり実態として進まなかった、最初の頃は進まなかったんだろうと思っていました。面積は確保できないけれども、金をもらうためには面積を確保したように報告しないとお金がもらえないということだろうと思っていましたので、そんなことからこの前聞いたときに再調査対象外と言われたから、もう既に金をもらってここはやったよと報告しているのに、実際やってないところがあるんじゃないかなと思ったんですが、そういうところがあるのかどうかをお尋ねしたい。金はもらったけれども、実際はやってないところがあるかどうか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今、お金をもらったけれども実際してないというところは、阿蘇市ではございません。ちなみに島根県の奥出雲町というところで、平成 20 年から 22 年に掛けて、実際には終了していなかったけれども終了していたように書類を作成して国から 1 億円ほどの補助金を



いただいたということで、そういう事例はあります。今の段階では、阿蘇市ではそういう部分はありません。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） その点は安心しました。これから、いずれにしてもやっていく中で、そういうものがあると結果的に今現在に至って市単独でやらなくちゃいけないかなという思いがしましたのでね。そうであれば、今現在の1,900万円なりの年間予算で順次やっていけばいいわけですが、それにしても50年というのは長いな。これが結果的に70年、80年というのは遠いことで、これを半分ぐらいに私は短縮できないものかなと、そこは皆さんの知恵だと思っているんですね。何とかできないかなというのが4番目なんです。50年計画というのではないに等しい。5ヶ年か10ヶ年計画をつくってもらいたないと。先ほど話からは10ヶ年計画で報告しているということですからいいんですが、しかしながら50年というのは何としても短縮しないと。全国的に見ると、先ほどおっしゃったように61%、50数%ですから進んでますよとは言っても、問題点が多くなるから、何としてもこれ進めないといけないなという思いがしています。そんなところで、次の5問目に移るんですが、これは総務部長がいいかなと思っていますけれども、一応お聞きいただいて、市役所内の体制整備が急務であろうということです。現在、地籍係は6名体制で、私はこれを最低でも2班体制ぐらいにして対策室をつくるとかいうふうなことも考えながら、波野地区と一の宮地区同時並行でできないかなという思いがしているわけです。この時期の質問というのは、私はわざとこの時期にしたのは、予算編成もあり、4月の人事異動にも絡めたいという思いがしたからこの時期に持ってきたわけですが、これは庁内の検討も必要かもしれません。また、予算要求も同様です。これは市長の決断一つだと思っています。人材については28年度、私は給食センターが統廃合になるんで、この余剰人員を確保できないだろうかという思いをしております。年間予算2,000万円を倍増しても4,000万円、長い目で見れば、これは一番大事なことです。何としても市の行政の力というのは大変期待していますので、ご答弁をお願いできればと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、給食センターの統合に伴って、余った人材を地籍調査に回せないかというご質問でございます。一の宮給食センターには、今、所長以下8名の職員がおります。ただ、職種が技能労務職という職種でございます。地籍調査あたりは、通常一般行政職のほうが行っているというようなこともございまして、そのまますぐそっちのほうに回すということではできないというところでございます。もう1点、2班体制でどうかという話でございますが、このことにつきましては内部のほうでももう過去にも検討させていただいております。2班体制を検討する根拠となりましたのが、今職員の年金が段々先のほうに支給年齢が延びております。60歳定年退職した後に年金が始まるのが今は61歳ですけれども、将来的には65歳まで年金が出ないというふうな形になります。その対策としまして、国のほうの指導もございまして、再任用制度というのを取るようにしております。希望者がおれ

ば再雇用するという形です。今年から雇用期間が2年、あるいはその次は3年と段々延びてきまして、4、5年後にはその再任用職員が、計算上は30名ぐらいに達するというところがございます。そういった再任用の職員を活用して地籍調査にあたっていきたいというふうな計画でおるところでございます。

もう1点、予算につきましては、一応国から、県から補助金が入るということで、前年度までに事業規模がほぼ固まってしまうというところで、ある程度前の年ぐらいいまではその体制あたりを固めておかなければならないというところがございます。ただ今お話ししました再任用職員が平成29年度では8名、その次の年には13名というふうに増えてまいります。そういった職員を活用して体制を整備した上で予算の獲得をしていきたいというふうに考えているところがございます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 大変期待するお話を聞いたような気がします。いずれにしても、何としてもこれを推し進めてもらわないかなという思いがしてしまっていて、最後に市長の今までの議論も踏まえたところの英断を伺いたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今までの発言を聞かせていただきました。その中で、地籍調査にとっては、一番阿蘇市にとっては大事なことであるということをおっしゃられましたけれども、医療にしても、福祉にしても、道路の保全にしても、また観光にしても、農業にしても、すべて1番です。その中で、私どもは予算が有効に市民の皆さん方の安心・安全のために、かつ生活に直結したところを優先しながらやっております。そういう配分の中で、しっかりと取り組んでおりますので、まず岩下議員についてはこれが1番目であるということだけを承っておきます。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 今、市長からも最後にお伺いしましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時25分より再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番議員、古木孝宏君の一般質問を許します。

古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 17番、古木です。3点ほど質問をいたしたいと思っております。

まず第1点目、一の宮中学校前、御仮屋前の道路改良ということでお尋ねをしますが、これは6月議会でちょっと質問したその後ということで、今度また質問するわけですが、あのとき市長も8m道路も坂梨、波野ですね、あっち方面の道路変更ということで、また中学校のグラウンド整備、統合小学校もできて大変重要な道路であるというふうな答えだったろうと思います。これは早期にやりたいというふうなことでございましたが、あれから6カ月、いまだに姿が見えません。来年の4月には開校いたします。そういうことで、その後ということでございますので、もうこれは課長、部長おられますが、市長にいつごろまでやるか、その計画を明確にさせていただきなればと思いますので、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） あの道のところは、古木議員と気持ちは一緒でございます。統合もしましたし、また中学校の敷地の中に新しく小学校もできる、グラウンドもできるということで、すごくこれから交通量も多くなってくると思いますし、またスクールバスの送迎等の問題についてもあそこを活用したりということが多くなってくることと、社会体育施設ですか、そういう意味でも活用が多くなってくると思ひ、早くこれはやっぱり解決しなけりゃいけないと思ひあのような答弁をさせていただきました。その後、担当課のほうにもすぐ指示をしておりますし、その中でやっぱり水利の問題とか、いろいろ道路の形状とか、河川の問題で少しいろんな課題があります。その課題について、早く問題を解決しながら前向きに進んでいこうということでございますので、今、相手さんのあることですから、はっきりといつごろまでということはこれはなかなか言えませんが、できるだけ速やかに、早くあそこが解決できるように、これからはしっかりと取り組んでいきたいと思ひています。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 6月も市長の答弁が同じような答弁で、結局気持ちは一緒であるということで進めるということでございましたが、今言いましたように相手方もあります。しかしながら開校も控えておりますし、今、やっとなあそこの中学校グラウンドの横の舗装もやられております。6月のときも答弁の中で、もうちょっとしたらというふうな答弁がございました。あの悪路をですね。しかしながら、今まで我慢しながらやっておりましたが、やっとな舗装ができております。相手方もいますよ。しかしながら、なるべく早く、早くが2年、3年後になっては困るわけですね。来年度中にやるとか、そういうことは断言は相手方がおりますからできませんが、一応そのぐらいの心意気はありますか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） そのぐらいのスピード感をもってやらないと、せっかくの施設が有効活用できないんじゃないかと。もし交通事故があったり、事故があったりということは当然頭の中にも想定はされますので、今おっしゃられたようなことを腹に命じながら、これからは進めていきたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 期待をしております。

そこで、部長なり課長なり、現在のそういう諸問題がどういう問題があるか、その説明をしてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

現在の市道高田金能田線につきましては、幅員が4m未満の区間がありまして、隣接地に乗り入れて待機するような現状があるのは理解しております。問題としまして、前回議員が言われました水路に蓋を掛けるとかいうのも含めいろいろ検討いたしておりますが、ただ暗渠化しますとかなり上流からの水が多いというようなことで、全体の暗渠化はちょっと難しいんじゃないかという問題がございます。それと全線改良いたしますと県道の取り付けのところが斜めに取り付いているという部分がありまして、それを本格的に道路改良するとすると交差点の形状が、警察の指導でお金と時間が掛かるような話になってまいりますので、今現在考えておりますのは、とりあえず離合ができるような形で待避場所とか何か所か拡幅し、全線蓋を掛けるんじゃないかと、一部張り出しあたりでやるような形でできないかということで、やり方について今検討しているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 全線蓋をしないで、一部離合ができるような方向でというお話ですが、蓋をしないところはそのままということですか。それじゃちょっと改良にならないと思いますが。せっかくやるならですよ、今、課長がおっしゃったように、県道との取り付けは致し方ないにしても、あそこの川の部分ですよ、あそこを全部離合できるような格好にもっていかないと、ただ部分的に離合ができるようなと私は今捉えたんですが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ちょっと説明が足りなかったんですけども、一応張り出しあたりで検討したいと。全部ボックスカルバートとかで暗渠化してしまうと水の行き先がなくなりますので、今の道路からある程度張り出しを入れるような形で拡幅ができないかということを考えております。できれば、川の上に出せる分は全部出したいと思いますが、出さなくて拡幅ができる部分は一方のほうに、例えば、今、コインランドリーができておりますけれども、あそこの裏はランドリーのブロックと現況の擁壁に少し間がありまして、あれが道路敷なのか、何なのか、ああいう部分もちょっと来年に測量設計を入れまして、実際の境界測量と道路の設計を入れながら、拡幅できる部分は川に出さなくても拡幅するし、用地がない部分は川に張り出すような形で、張り出しを入れながら、基本交差点部分を除いてなるべく拡幅をしたいなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 全部蓋ができなくてもですよ、グレーチングですか、あんな形で上を通れるような形でやっぱり蓋をしないと、今、課長がおっしゃるのは反対側をちょっと空いているところを拡幅して離合ができるような形で今持っていこうかというようなお話でしょう。そうじゃなくてですね、やっぱり、どっちみち橋もありますよね。橋まで扱

うと大体一番いいことではありますが、それを含めた上でですよ、あその川に蓋を、陣の町から下に行っているじゃないですか、ああいう感じで持っていかないと、せっかくするならばですよ。その後、県道等の取り付けはまた考えてやるというようなことをしていただかないと、中途半端なことをしても何もならないと思いますので、その辺はしっかり検討してやってください。市長も同じような考えじゃなかろうかと思いますが、せっかくのやつだけですね。その辺は検討して。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が言われるように、せっかくやるんだったらやらないと意味がないと私も思っております。ただ、現況 4m取れるような場所と取れないような場所とありますので、取れないような場所は、さっき議員が言われたように、本当にカルバートを入れるとかいうことが必要になるかもしれませんし、それをしなくて取れるような場所は 4mの確保をしたいと思いますので、とりあえず来年測量試験測量をさせていただきまして、具体的な計画をつくっていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 来年度計画ということで、さっき市長の答弁もありましたように、来年度中には完了するように頑張ってください。同じことを言っても同じですが、よろしくお祈りしますとは言いませんので、しっかりやってください。

今の件は、しっかりと、また次、3月頃質問しなくていいようにやっていただきたいと思えます。

次の2番目に入ります。先ほどもちょっと来年度の県民体育祭の件で質問をされた方がおられましたが、来年が阿蘇市が主会場ということで、いろんな各施設で大会、競技が行われるということですが、いくつの会場で、場所をちょっと教えてください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 失礼します。来年度の第71回の熊本県民体育大会の競技会場について説明をさせていただきたいと思えます。まず開催日ですけれども、9月24日、9月25日の土日、2日間阿蘇郡市の7市町村を会場として種目的には34種目ございます。その中で、阿蘇市の会場といたしまして、まず陸上競技が農村公園あびかです。それから、水泳がアゼリア21、軟式野球が一の宮運動公園、それから南阿蘇と九州東海大学のキャンパスとなっています。それから卓球が阿蘇体育館です。バスケットボールについては、男子が一の宮中学校体育館と一の宮小学校体育館、女子が阿蘇中学校体育館と一の宮小学校体育館。それから、サッカーが農村公園あびか、相撲が古城小学校の相撲場、ゲートボールが波野グラウンドとなっており、種目的には8種目、11会場で行われる予定です。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 整備状況ということでお尋ねをするわけですが、今の会場の中で来年度しっかり、いっぱいお客さんも来られますよね、選手の皆さんも。それに不都合がないような、競技ができるような準備態勢ができておるかということはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 準備につきましては、先ほどもお答えしましたが、各町村の、既存の現状での利用を各競技種目団体に確認をしていただいております。まずそれで使えるかどうか、現状でも使えるという部分は確認しておりますけれども、競技団体から更にこういった部分まで改修してくれるとありがたいという要望はあっております。その部分について、また来年度、県体事務局、競技団体とも再度調整をしていかなくちやならない部分は残っておりますが、特に修理の関係につきましては、これまでも、例えば各駐車場につきましては白線が薄いということで今年度予算を取りながら白線を引いたり、それぞれ準備は進めているところですが、来年度につきましても、特に修理が必要な部分ということで、あびかの陸上競技場の関係や、アゼリア 21 関係も取り組んでいかなくちやならない部分もあるということで現在予算を要求しながら取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 今、使える部分、使えない部分はどうでございますが、使えないところはしないわけですか。改良しても使えない部分はですよ、予算的に。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 使えないということじゃなくて、今ご説明しました会場につきましては、競技団体のほうからこの会場でも利用していきたいと聞いております。ただ、グレード的に少し要望がっております部分については、再度詰めていかなくちやいけない部分がございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） そういった要望がっている部分と、課長、見回ってですよ、何十カ所もないわけですから、把握しているわけですね、どこがいけない、ここをしないといけないということは。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 基本的には、現状で利用できるということは確認しておりますけれども、通常維持管理で必要な補修がございます。例えば、あびか等につきましても、一部修理しなくちやいけない部分、メインスタンドも少し雨漏りをしておりますし、あるいはアゼリアにつきましては一部側壁の壁の修理も取り組んでいかなくちやならないということで、教育委員会で把握をしながら、予算要求しながら、その中で取り組める部分と県体事務局からも要望もあります部分につきましては、基本的に会場となる町村で整備をしていただきたいということで補助金等はないということでございますので、どれだけでいいのか少し詰めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 先ほど、あびかの話もありましたように、多額のお金が必要になると。しかしながら、競技はしなくちやいけないわけですよ。そういったあたりはしっかりできる体制は取っていただかないと、せっかく阿蘇に来てですよ、何じゃこりやというようなことじゃまたいけませんので。それと、もう一つ、アゼリアですよ、アゼリア

も壁がどうのこうのもあるかもしれませんが、シャワーが出ないとか、いろいろ諸問題をお聞きしておりますが、それも選手の皆さんが来て不便なことになるとちょっと悪い気持ちで帰られるんじゃないかならうかと。そういったアゼリア等の中ですよ、そういう改修といますか、それはすぐにはできんもんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） アゼリアにつきましても、通常の維持管理でしなくちゃいけない部分ということで、トイレが1カ所使えないところがあります。それからシャワーが1基壊れているところがありますので、それにつきましては年内に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 先ほども言いましたように、不備がないようにしっかりやっていただきたい。今、シャワーとか取り組むということで、もう一つ、競技とあれですが、隣のトレーニングセンターですよ、あの雨漏りはどうなりましたか。直しましたか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 雨漏りににつきましては、現在見積書を取って来年度に取り組んでいきたいということで予算要求をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） アゼリアができて20年を超したわけですよ。それで、先ほど指定管理の問題で24年からということでしたが、今非常に、聞くところによると評判が悪い。指定管理者になってですね。そういったところで、やっぱり市民の方が健康増進のための施設でございますので、皆さんが利用しないとお客さんも増えないわけですよ。そういったところを課長は何かお聞きしていますか。ただ見て回ってですよ、悪いから直すとか、そういう問題じゃなくて、いろんな人の意見を聞きながら、やっぱり管轄のところは見ていかんとよくなるんじゃないですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 平成24年から現在の東京アスレチッククラブに委託をしているところでありますが、委託にあたって、東京に本社を置きながら、国内でも30以上の指定管理もスポーツ事務関係、プール関係も経営をやっているらしいので、いろんな専門的な知識や自主事業等にもしっかり取り組んでいただいているというふうに思っております。ただ、どうしても年間の会員権の関係で少し見直し等があったり、ちょうど24年は災害がありましたし、去年は浴槽の天井落下もありまして、なかなか思うように経営ができないところもあったかと思いますが、また地域住民の方々のご意見も踏まえて指導していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） いくつもあって、おっしゃるように素晴らしいところが来られたというのは十分にわかりますが、やっぱり草も取らないとか、そういうコミュニケーションもできないような体制が、いくらいっぱい経営していても住民の皆さんとのつながりが

ちょっと欠けている部分が大分あるんじゃないですか。そういう意見をいっぱい聞きます。そういうところを指摘してください。これは、市長も、教育長もおられますけど、市長も住民の皆さん方とやっぱり交流がいっぱいありますので、そういうご意見は聞いておられませんか。気づいたときは、聞かれてなければいいんですが、そういうときも市の特例もあられますので、ご指摘もしていただくなればというふうに思います。

それと、ついでに言いますが、先ほど県民体育祭の予算がないからということじゃないですか。これは各県下、会場になるところはそういうことでやっておられるかもしれませんが、何かちょっと取れるようなところはないですか。どこの会場でもですよ、そらなかなか困っている部分があるんじゃないですか。財政的にもですね、いっぺんに何でもかんでもやれというわけじゃないですが、少しでも取れるところがあれば取っていただきたいというふうに思いますが、ちょっと市長に。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 指定管理者になって、早々は少しの住民の人とコミュニケーション力が欠けておるということは私の耳にも入っておりました。最近ではそういうことは聞かなくなってまいりましたけれども、でもやっぱりそういうことが入ってきたら、せっかく阿蘇市をよくしようということで指定管理者になられたものですから、その辺の印象とコミュニケーション力がただないというお陰で、その取り組みがまた、批判ではないんですけれども、効果を発揮しないということだと大変もったいないなということがあり、そのときはそういうこともありますから、よく注意をしながら少しやっていただきたいということは申し上げておきました。それと、これからもそういうことはやっぱり阿蘇のほうで事業をやっていかれるということは、地元の皆さん方からかわいがられる、それが一番大事であると思っておりますので、今後も気づいたところがあればそのようなことを参考までに話していきたいと思っております。

それから、修理等の問題については、私もこの体育祭の実行委員長をやっておりますので、すごく大きな課題として抱えてはおりますけれども、体育祭があるからそこを修理しようということよりも、いつも通常使う意味においてこういう危険箇所がいつまで経っても改善されないとか、通常利用していただけるときにおいて、こういうときはずっと不都合のままじゃいけないと、やっぱり気持ちよく使っていただきたいというようなことを、次につながるような、そういうことを思いながらに対応すべきではないかということをやっと思い、そんなことで対応させていただいておるところでありますけれども、何せ予算の問題、今おっしゃられたようにどこでそういうものがあるのかどうか、またよく研究をしながら、そういうところがあれば少しでもお願いをしていくということはこれから心掛けていきたいと思っております。実行委員長としての手前もやっぱりいろいろあるものですから、そのことも今後取り組んでいくべきであるということをも自分自身思っておるところです。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） おっしゃるように、通常からそういう整備ができていけば何とい



うことはないわけですよ。しかしながら、来年の場合は多くのお客様が来られるということで、今おっしゃったように阿蘇のまた来ようというような気持ちになっていただくと、それから合宿等もありますので、やっぱりいいところでもありますので、そういうところに不備がないような、実行委員長、頑張るところが見えんとまたいかんわけですから。そういうところで、この件は終わります。

次に、一の宮地区統合小学校に向けての現況はということで、いよいよ一の宮小学校ということで開校を控えておりますが、今現在の現状、現況を今までの流れをちょっと説明してください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 一の宮地区統合小学校関係の関連工事の進捗状況からご説明をさせていただきたいと思います。今議会の市長の諸般の報告の中で報告をしておりますとおり、校舎につきましては現在約75%の進捗状況です。小学校のプールにつきましては約30%の進捗状況でございます。こちらは、来年3月までの竣工でございます。体育館につきましては、もう工事が完了しています。12月中には引き渡しの予定でございます。それから、現在外構工事、小中学校間の入口の進入路の関係、それから運動場の整備や駐車場関係の整備を今月中に発注をし、3月年度内完了の予定でございます。ハードにつきましては、以上です。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） その中で、今検討中かどうかわかりませんが通学路、通学路が決定したならば、その路線を教えてください。それと、スクールバスの範囲、どこどこまでと、これを教えてください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まず、通学路につきましては、現在坂梨小学校ではそれぞれ保護者と児童、それから学校の先生方で取り組んでおります。それぞれの小学校で通学路はどこを通るか現地確認を今やっている最中ですので、最終的に決まりましたならば、またご説明を申し上げたいと思います。統合準備委員会の関係で、6月以降の決定事項としましては、制服については保護者アンケートの結果を踏まえて私服ということで今回決定をしているところであります。

それからスクールバス、こちらはまだ最終決定ではございませんけれども、対象範囲としましては図面でやはり、後で詳細には。道路につきましては、仙酔峡から上りましてアゼリアに行く道路がございますね、その道路を境として大体対象範囲が決められているようございます、宮地につきましては、坂梨につきましては、また図面で確認してからお答えさせていただきたいと思いますので、後でまた資料を差し上げたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 課長、もう早々に控えとつとですよ。そのぐらいのことは把握しとかんと。部長がわかれば。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 通学路の関係でございますが、先ほど課長が申しましたとおり、登校班については各行政区ごとで今確認作業をしておりますので、近々通学路については決定するかと思います。

それから、スクールバスについては、概ね統合小学校については3km以上ということの基本にしておりまして、先ほど課長が申しましたように宮地地区の古神地区につきましてはふるさと農道が概ね3kmではないかと考えております。それから、坂梨地区については古閑地区がそのスクールバスの対象になるかと思いますが、あくまでも登校班の編制状況を見ながら、その3km前後については今後協議してまいりたいと考えております。古城地区についても、先ほど言いました3kmを限度といたしまして、古城の尾籠でありますとか、向こうの地区が何名か重複する部分がありますのと、中道地区についても登校班が編制する範囲内で徒歩とスクールバスについては検討していきたいと思っておりますので、今通学部会の中で概ねの範囲については大体決定しておりますが、最終的には年明け早々にすべてが決定すると認識をいたしております。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、古木孝宏君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま質問を続行します。

古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 登校班の編制によってというようなことでありますが、なかなか区分けが難しいと思うんですよね。先ほど課長がおっしゃったように、アゼリアのある道路の境にということ、宮地地区にすればですよ、家がまたがって向こうとこっちで違うかというようなご意見もあると思うんですよね。坂梨地区にしても古城地区にしても一緒だと思うんですが、現在、その対象者は何人ぐらいおられますか。それはわかっていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 私が把握している中では74名と認識をしております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 宮地が大分おられると思います。その他の坂梨、古城、中通を含めて、そのあたりはどのくらいおられますか。新1年生ももちろん含めてですよ。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今申し上げましたとおり、旧中通小学校校区、それから古城、それから坂梨小学校校区については、スクールバスの通学の児童が少ない関係で、ほとんどが古神地区の児童が多いものですから、私が認識している範囲内では新1年生を含めまして74名がスクールバス通学と認識をしております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 言いますように、宮地地区外がですよ、今何名とおっしゃったですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 説明が悪くてすみません。宮地地区も含めて74名ですので、今言いました宮地小学校以外の人数については、ここに手元資料がございませんけれども、後ほど詳細についてはご報告申し上げたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 私は坂梨でございますので、範囲内にいる子どもが何人いるかなと今思っているところです。新1年生も含めてですよ。恐らく1人か2人か、そのくらいじゃなかろうかと。古城地区は何人おられるかちょっとわかりませんが、それで、今ちょっとお尋ねしたところです。そこも含めて、なかなか境が、せっかく行くのになんかちょっとだけ手前のほうで範囲が決めているからということで、先ほどおっしゃったように登校班に加えていただければその可能性もあるかもしれませんが、なかなか難しいところですね。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 先ほど申しましたように、坂梨地区については、古閑地区から1名ということになっておりますので、今後、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、登校班の中で一緒に徒歩通学をするのか、またスクールバスになるのか、それは保護者、それから区長さん方とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） よりよい方向に、それこそスクールバスだけが子どもじゃありませんので、この間も言いましたがやっぱり歩くことが子どもたちにとっても一番いいことだと思います。今、じいちゃん、ばあちゃんから言わせると、今度1年生が坂梨からあそこの一の宮中学校の横まで歩いて行かんと、それはもぞぎことばいというような方もおられますが、今でもやっぱり古神地区、上の方からでもちゃんと歩いてこられているということで、遠い方は遠いところでちゃんと通学もされておりますので、しかしながらスクールバスも利用もできるということですので、その辺であまりごちゃごちゃにならないようにしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それと、先ほど制服は聞かなかったんですが、課長が制服じゃなくて私服で行くことになったということですが、これは決定にはどういうふうな決定でやりましたか。もちろん、アンケートを取って、保護者会等の中で決定したと思いますが、その比率とかわかれば。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 制服決定の過程でございます。具体的な詳しい数字は聞いておりませんが、まず準備委員会で話し合っただけで制服にしたかどうかという意見も出たということ、若干制服にしたいという意見が多かった。ただその割合は、それほど圧倒的じゃなかったんで、やはり保護者の意見も聞く必要があるんじゃないかということでアンケートを取るようになった。それで、保護者に全部アンケートを取ったら、大体半々だったと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） どっちでもよかったとていうわけですか。半々ということは。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 聞いたところによりますと、意見が分かれたのですけれども、制服導入になりますと多額な費用もかかりますし、兄弟が多いところは特に費用がかかりますので、やはり半々では制服に移行するというのは厳しいということでその委員会で今回は見送りますけれども、新しい学校になって、やはり制服がいいという意見が出てきた場合は、またそのときにPTAで検討しようという意見が出たと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 半々であったが、費用面を考えるとやはり制服は今回止めようということになったということによろしいですね。せっかく教育長が登場になりましたので、もう1点、この前質問した、今度新しい小学校のことでございますが、植栽のことで木はお嫌いじゃないというこの間にご答弁だったですよ。今度の新しい小学校でも、中学校も含めてですね、そういう予定は、この前の6月のときは検討しますというようなことのご返答だったと思いますが、その後、木を植えるとか、そういうような検討の結果はいかがなものですか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 植栽につきましては、一応学校のほうの意見も聞きました。ただ、木の種類にもよりますけれども、虫が付いたり、あるいは将来的には大きくなったりして、かなり管理あたりにも問題があるので、今後そういう適当なものがあればやりますけれども、現時点ではどこに、何を植えるという決定はしておりません。ただ、先般緑の少年団の寄付がありまして、サクラが3本、それからドウダンツツジを9本ほどいただきまして、それを新しい校舎の周辺に植栽をしています。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） やっぱそれは掃除とか虫とか、生きているものですから大変なのはわかりますが、子どもたちにとっても癒しの空間にもなると思うんですよ、癒しの木ということで、今後もう少し増やしていけるようにご検討をしてください。今、桜の木をということでございますので、徐々にそういったところを含めて考えていただければいいんじゃないかと思えます。これでいいです。

もう一つあります。統合に伴いまして各学校にそれぞれ貴重な資料が保管してあると思えます。その件で、どういうふうにするかという検討をされておられるか。これは4月開校ですので何とかしないと、そのまま学校に置いておくというわけにはいかないと思えますので、これは課長でもいいですよ、どうぞ。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 各学校にあります貴重な資料の保管について、市政報告会でも質問がありましたので、各学校に指示をいたしまして、今のところは貴重な資料については各学校で目録をつくって、その品物は、旧中通小学校の校舎のほうにいろんな備品等もありますので、まずそちらで散逸しないように集めるようにはしております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　そういうことでもいいんですが、中通小学校もいつまでもあるわけじゃありませんので、そういった将来的にやっぱり貴重なやつを残すための策といたしますか、それはもう中通小学校を起点としてずっと置くという計画でいいんですか。

○議長（藏原博敏君）　教育長。

○教育長（阿南誠一郎君）　新しい施設をつくるかどうかというのは、まだ今後の検討課題だと思いますけれども、現時点ではまずそちらのほうに保管をするということでございます。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　個人的には、図書館あたりがありますので、図書館の横に増設するとか、そういったところでぴしゃっと市民の皆様方にも見えるような、閲覧でもひょっとしてできるようなところで、そういうところをつくったらどうかと私は思います。せっかくあるやつを内々にして、なおして、保管するばかりじゃなくて、やっぱり閲覧もできるようなところもいいんじゃないかならうかと思っていますので、これはさしあたって今、教育長がおっしゃったように中通小学校に保管するというふうなことで指示を出しているということでございますので、これはいつまで中通小学校があるかもわかりませんし、そういったところをやっぱりつくる必要があるんじゃないかならうかと思っていますので、今後の検討としてやっていただきたいと思う。とともにもう一つ、教育長おられますので、今統合に伴いまして、結局この間子ども芸術祭もありましたが、それぞれの学校が取り組んでいる、今まで統合した学校でもなかなか取り組めない部分もあるかと思いますが、宮地にしろ、坂梨にしろ、古城にしろですよ、中通も一緒ですが、そういったやつを今度は統合小学校でどのような形で残していくか。残せばそういう子どもたちを、坂梨を一例にとれば馬場八幡宮の祭りのときは虎舞で行って、学校を1時間授業ぐらいでその後は馬場八幡宮に行行ってやるというようなことで今までやっておりましたが、今度新しい小学校になれば、坂梨の子だけそれだけ取り除いてやるかとか、そういうようなことかなかなかできないと思います。かといって、今度は土曜日にやるかということも考えられるかと思いますが、そうした場合は今度は祭り自体を土曜日とか日曜日に合わせないといけないということになってくると思うんですよ。そういったところの検討はいかがなものですか。

○議長（藏原博敏君）　時間が来ておりますので、答弁に留めてください。教育長。

○教育長（阿南誠一郎君）　各地区に残っております伝統芸能の伝承については、やはり今後ともしっかり受け継いでいく必要があると私も思っておりますので、何らかの形で残していくように学校には、地域と相談をしてきちんと取り組むようには言っておりますが、祭りへの参加等については、今後の新しい教育課程の部会の中で今話し合っておりますので、その中でしっかり検討して、地域に残るそういうものに対する参加については、私のほうの考えとしてはできるだけ前向きに検討していただくようには話していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君）　古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君）　これで終わりますが、一応検討、検討でなかなか難しいところも

ありますが、やっぱり検討にならないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。  
以上です。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君の一般質問が終了しました。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

一般質問を続行します。

2 番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） お疲れ様です。2 番議員、日本共産党、竹原祐一。発言通告要旨に従って質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

まず、第 1 番目の質問なんですけれど、11 月に制定されました阿蘇市まち・ひと・しごと創生戦略、この中で 4 つの基本目標を定めていますが、まだ今から詳細に政策化されると思います。そして、コメントが書いてありますけど、医療の面でも小学校就学前まで無料、そして小中学校においても自己負担分を少なく抑える取り組みを行っており、子育て環境におけるサービスは他自治体に劣るものではない。また、アンケート調査においては、就学世帯、児童のいる世帯のほうが満足度を示していると報告されています。そして、この報告の内容、反対にとれば、児童生徒のいる家庭では十分な満足度を得ない、そういうことになると思います。そして、厚生労働省が一昨年発表した国民生活基礎調査によれば、生活意識では「苦しい」と答えた割合は高齢者世帯 58.8%、そして児童のいる世帯については 67%という状態になっています。また、子どもの貧困化率、これも 2003 年の 13.7%から 2012 年では 16.3%と大きく伸びています。阿蘇市においてもこの数字、パーセントは同様だと考えています。このような中で、行政として子育て世帯に対し、安心して子育てができる生活環境を充実していく中で、私は 3 月の議会の中で質問を行いました。現在実施中の児童生徒の医療費窓口一部負担の無料化、熊本県内でも県の補助は今 3 歳児までという形になっています。ところがその補助金もない中、自治体の一般財源を使い窓口負担を無料にしている自治体がある中で、この阿蘇市においても実施を要望していきたいと考えております。いかがなものでしょうか。答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問は、児童医療費助成制度における窓口負担の解消というご質問でございますけれども、阿蘇市の現行制度では二つに分けてお答えしなければなりません。まず、窓口の負担解消、いわゆる現物給付を行うためには、医療費の完全無償化というのが前提となります。現在、阿蘇市では児童の医療費負担につきましては、医科・

歯科に関わらず一月当たりの負担上限額を通院 1,000 円、入院 2,000 円ということにしております。この負担につきましては、以前から申しておりますとおり、医療費全体の抑制、病気予防施策の充実化、加えて保護者の責務として負担していただいているものでございますので、現在のところ現行制度を見直す予定にはございません。ただ、乳幼児医療につきましては、児童に比べますと緊急的な受診とかも多々ございますので、そういった子育て世帯の一番負担の大きな部分では実施したほうが良いということで、6 歳までの乳幼児につきまして医療費の完全無償化と阿蘇市内の医療機関に限り現物給付を行っているものでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） また同じことを、3 月議会の中でも私は子どもの口腔破壊、虫歯の治療ですね、それに実際そういう医療費が無料であれば子ども自体、歯医者にかかるということは非常に簡単なことだと思うんですよ。歯医者に行って窓口負担がない、そういう状況であれば、口腔被害みたいなああいう状態にはならないと、そういうふうに考えます。そして、実際今の子育て世代、先ほど言いましたけど、統計的にも児童生徒がいる世帯で 67% ですよ、生活が苦しい、そしてこの阿蘇市のアンケートによっても児童生徒がいる世帯についてあまり芳しくない、そういう結果が出ている状態の中で、それと同時に今からこの阿蘇市が出している総合戦略の中、人口を増やし、この阿蘇市からの流出人口をできるだけ抑える、そのためには、児童生徒、安心して子育てができる状態にしていくべきだと私は考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 今に始まったことではないんですけれども、社会保障経費の右肩上がりの増加というのは、阿蘇市に限らず全国的な問題となっております。特に扶助費、年金、この医療費という中では、医療費の右肩上がり増加というのは顕著でございます。ですから、確かにそういった生活が苦しいというか、貧困と言われるような家庭が増えているのもよく理解しておるつもりでございますけれども、片や医療費の抑制ということに努めていかなければならない大事な施策だと思っております。ですので、そういった面を考えると、その医療費負担の一部を負担していただくことで、その予防とかのきっかけ、動機付けになると思っておりますので、この部分はどうしても親として責任の範囲内で負担すべきものだと考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 先ほどから私が言っているのは、親の責任、今の世の中、子どもの貧困が 16% まで進んでいるという中で、5 人に 1 人弱の子どもがお金もない、食べるものもない、そういう中での問題を私は言っているわけです。すべての状態が、親の状態がそういうお金を出して行けない子どももいる、それを考えてほしいんですよ。実際、この阿蘇市の母子家庭の世帯が 200 弱あります。そして、母子世帯、非常に子育ての苦しい状態の中で子どもを育てている。病院に行けば窓口負担 1,000 円いると。子どもも親の生活を見て、苦しい中、この 1,000 円、病院に行きたい、しかしその 1,000 円のために言えない子ども、そういう子どもがいてることは、この阿蘇においても事実です。そのために、私はこの子どもの

気持ちを考え、子どもが自由に、そして健康で生活できるような体制を行政としてやっていく必要があると考えます。またここで質問しても一緒だと思うので、この問題は、私毎年医療費助成の問題は、そして窓口負担無料化については、毎年質問をさせていただきたいと考えております。

それと同時に、3月の議会の一般質問で言いましたけれども、冬季の灯油助成制度の実施をまた今回も発言をさせていただきたいと考えております。前回、質問の中で灯油の高騰があれば検討をしていくというお答えがありました。現在は灯油の値段下がっています。1缶で1,400から1,600円という状態です。そして、65歳以上のお年寄りの世帯、この阿蘇市には約9,400人いらっしゃいます。そして年収80万円以下のお年寄りが2,700人、約30%。そして80万円以下ということは、月6万6,000円以下の生活費。その中から衣食住、それを引けばわずかなお金しか残りません。この阿蘇の冬季の平均温度は、以前も言いましたが宮城県の仙台に比べ温度が低い、それが実情です。この仙台においては、生活保護世帯には1万円、そして非課税世帯、また高齢者、障害者、難病、一人親世帯に対しては6,000円の支給を行っています。今現在、年金削減、そして高齢者の窓口負担の増加、介護保険料、国民健康保険料の値上げ、そして生活保護費の連続削減、または消費税増税、こういう社会保障、改悪の中で阿蘇市においてもこの冬に向け灯油の助成制度実施をしていただきたいと思います。ご回答をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問については、阿蘇市においても冬季の灯油購入助成制度につきまして導入したらどうかというようなご意見でございますが、3月の一般質問では経済的なタイミングを見て検討する旨の回答をいたしました。この制度につきまして、今のところ阿蘇市では導入の考えはございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 福祉課長にお聞きしますけれど、児童生徒の窓口負担無料、そしてこの灯油助成制度、高齢者、そして生活保護世帯、一人親の世帯、そこに対しこの制度を実施したらどのぐらいの予算がかかるとお思いますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 具体的な試算はしておりませんが、他自治体の例を見ますと5,000円から1万円ぐらいの灯油助成制度を行っているようでございます。大体その7,000万円～8,000万円ぐらいだというふうには福祉課の中では推測いたしました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私の試算では灯油代2,000万円、そして窓口負担無料化で600万円、そういうふうを考えていました。また、今の状態で中身を聞くというのはまた時間がないので、また後日お話をさせていただきたいと考えております。

そしたら、次の問題に移らせていただきます。どうもありがとうございました。

次の問題は、介護保険料の問題です。今年より介護保険料、値上げをされました。その中で、お年寄りの方から介護保険料が高くなった、何とかならないのか。実際、世帯の誰かに



市民税が課税されている、そして本人が非課税、こういう世帯、この世帯が基準額という形、月 5,200 円、年間 6 万 2,400 円、この保険料の負担が生じています。

質問をさせていただきます。現在、市としての減免制度、これについてお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 介護保険料の減免制度というご質問でございますが、阿蘇市の場合、介護保険料の減免につきましては、介護保険条例に定めてあるとおりでございます。こちら第 13 条に基づき、例えば災害により財産に著しい損害を受けたこと、あるいは世帯の生計維持者が亡くなった場合などにより収入が著しく減少したことなどに該当した場合には、この減免できることとなっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） この減免制度というのは、市独自の部分は入っているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 基本的な条文の内容につきましては、介護保険法施行令等に基づくものでございまして、具体的な基準につきましては、この条例の施行規則のほうに定めております。そちらについては、自治体間で独自の減免割合等を定めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 現在、この減免制度、利用されている被保険者の方はどのぐらいいらっしゃるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 実際が 65 歳以上の方、第 1 号被保険者の方々ですので、年金生活の方が大勢いらっしゃいます。従いまして、実績といたしましては、近年ございません。平成 24 年度時点での九州北部豪雨災害のときに、この減免制度を適用させていただいて、おおよそ 1,000 名余りの方がこのときに減免を受けていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） この減免制度を利用していないというのは、はっきり言って市のホームページを見てもわかりにくいんですよ、正直言って。それと、広報を見ても減免制度を利用してくださいと、そういう形の内容というのはなかなか見付けにくいんですよ。実際、介護保険というのは 65 歳以上、そして年金受給者がほとんどです。非常に苦しいというか、所得が低い世代です。その中で、平均で 6 万 2,400 円を年間支払っていかなければならない、これに対してやっぱりある程度の市独自の助成制度、そして周知を徹底させ、そのことが必要だと考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 介護保険制度にかかわらず、国民健康保険、あるいは後期高齢医療保険もそうですが、これらの社会保障制度の安定した運営を図っていくためには、やはりそれぞれの制度の枠内で収支のバランスを取る必要があると思います。支出に見合う財

源の確保のために受益者に応分の負担をいただくことについては、制度を維持していくためには必要なことというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今回、阿蘇市の総合戦略、先ほども言いましたけど、この中に10ページと13ページ、安心して子育てのできる環境、その充実。それと同時に13ページでは市民が生涯にわたり健康な生活が送れる、これを目標にしています。実際、今のお年寄り、そして児童生徒の問題、この問題、この総合戦略に向けある程度の予算を取っていただき、今後ともぜひとも児童生徒の、またお年寄りに対して扶助費が増えるという考えじゃなく、一緒にこの阿蘇市を発展させていくという意味で、ぜひとも今後とも予算を取っていただき、この医療費助成、そして介護保険の独自の減免制度、実施をしていただきたいと思いますと考えております。

そしたら、次の問題に移らせていただきます。まず、新聞でご承知のとおり、旭化成の建設現場におけるくい打ち工事のデータ改ざん、これが大きな問題となっています。そこでお伺いをいたしますが、阿蘇市においても今、統合小学校、中学校、そして大きな病院とか、そういう形でくい打ち工事を行う現場が今までございました。そこで、阿蘇市においてのくい打ち工事に対するの監理状態、そしてその監理基準をお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 阿蘇市においての杭の施工管理基準のご質問でございます。施工基準と申しますか、管理基準と申しますか、そういうものにつきましては、全国一律でございますけれども、国土交通省の大臣官房庁営繕部監修によります公共建築工事標準仕様書並びに建築工事の管理指針というものがございまして、これが全国の建築現場で一般的に使われている標準的なものでございます。杭自体も支持層まで到達させる支持杭、また摩擦杭、地盤改良とかございますので、現場によって変わってまいります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今回のくい打ちの問題、データの改ざんということです。いくら管理基準、そして市の管理が十分であっても、データを改ざんされたら実際わからんのですよ。その辺の体制というのはどういうふうになっていますか。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 杭に関しましては、ほとんどの現場におきまして試験杭を打ってまいります。やり方と申しましては、事前にボーリングを委託して調査させておりますので、そのボーリングの状況を見ながら設計を行いまして、設計と現状、地盤が合致しているかが地下のことですから変わってまいりますので、まずその試験杭によって現場を見ながら、支持層まで到達しているかどうか。通常であるならば杭が10mなら12mぐらいの杭を発注し、状況を見ながら打設します。そして、杭長が設計どおりであれば、そのまま使っていきますし、また支持層まで到達してないということであれば、杭の変更も行ってまいります。そのようなことを、一本一本見ていくわけでございます。今回は杭の改ざんが問題なんですけれども、データ改ざんという問題は、業者が設計と施工を行うような、一括して工事を受注

されるような業者がされているということでございます。公共工事の場合は、設計は設計事務所、そして工事は施工業者ということで、別々の業者になっております。そういうところは設計事務所に時間を掛けて見てもらうようにしてもらっております。今回の場合は、データ改ざんしたこと自体が企業倫理を疑うようなものでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そういうことであれば、阿蘇市も公共施設の建物についてのくい打ち工事については、十分安全ということですね。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 今申し上げましたとおり、逐次見ております。データについても、後から報告書も出してもらっております。ただし、データを改ざんするような会社であるなら、それは非常に困ったことでありますので、こういったことはないように、また今まで見てきた中では、工事についてそういうふうな改ざんされているような事実はないというふうに認識しております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ありがとうございます。

そして、もう一つ、9月の時点で出されました給食センターの増築工事、この給食センターあびか、皆さんもご存知のとおり軟弱地盤の上に建って、今給食センターには10数tの杭が打ってあるという話で、私もちょっとその辺はわかりませんが、一応軟弱地盤に対し本体工事はきちっと対応をしていると、そういう状態なんですけど、それに対し、今度は車庫、そして調理場をつくるということで、その工事に対してはくい打ち工事はないと思うんですけれど、実際将来的において地盤沈下が起こらないか、その辺をちょっと確認しておきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、阿蘇給食センターにつきましては、一の宮給食センターの老朽化に伴い統合を計画しております。ご質問のありました増築部分につきましては、面積的には床面積82.12㎡でございます。坪数にしますと約24.8坪でございますが、阿蘇給食センターにつきましては、平成15年8月に完成をしておりますが、確かに杭工で施工しております。当初の面積は803㎡ほどありますけれども、当時の地質調査のデータに基づき、今回設計業者に委託して設計しておりますが、杭打ちまでは必要がなく、直接基礎支持を行い、ベタ基礎で大丈夫であると設計書から判断したところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、今回増築工事の部分、大丈夫ということですね。わかりました。

そしたら次の質問に移らせていただきます。前回、9月のときも質問をさせていただいたんですけれど、時間が足りず中途半端な状態に終わりましたので、再度質問をさせていただきます。物品の入札についての質問を行います。今、お手元にお配りしています資料、資料1

が先月の11月、阿蘇市で行われました建設、そして測量などの入札工事の一覧表。これを見ましたら、一つおもしろいことがあります。入札番号1番、防水工事です。落札率がなんと70.9%、ほかの落札率は99%から90%台。その中で、一つだけこの70.9%というのがあります。これは、よく調べてみたら、この落札業者は市外の業者でした。菊陽町の防水工事、そこをやっている業者でした。ということであれば、ほかの2番から27番まで、この落札率の問題、異常な高さです。これについて、財政課長のほう、どういうふうに考えられますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

一番最初に言われた70.9%、これは市外と言われましたけど、もちろん市内の業者も指名に入っております。この分については低入札価格を下回っておりますので、ヒアリングをしております。ほかの部分については、あくまでも前回申し上げたとおり、適正な入札制度に基づく結果でございますので、そのように受け止めております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 阿蘇市の入札制度は、一般指名競争入札ですね。そして、この指名のときに予定落札金額というのは明示してあるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 予定落札金額ではなくて、予定価格を事前公表しております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 資料の2を見てもらいたいんですけど、この資料の2というのは、京都の人口5,000人ぐらいの町の入札願末書です。ここでは、最低限度の価格しか公表していません。従って、この物件については5社が入札をしていますが、最低落札額を全部提示し、くじ引きによって決定をしています。ここは、85.56という落札率です。この阿蘇市においても、この最低制限価格のみを提示するという形には無理でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 現在阿蘇市では最低制限価格を設けておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ということであれば、工事に対してこの最低制限価格、入札最低価格ですか。それを設けるということは可能でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 現時点では、考えておりません。ただ、一番最初に申し上げました低入札価格というのを設けております。これを下回った場合、もちろんペナルティがあるとか、そういうのじゃないんですが、果たしてこの金額で施工が可能なのかという部分を担当課と現課、発注課と我々の課のほうで業者と相手でヒアリングをいたします。いわゆる材料とか施工の関係とか、工期とかですね、そういう部分についてのヒアリングを行います。それで、担当課が施工可能という形になりましたら、契約審査会を開いて正式決定という形になりますので、あくまでも低入札価格のほうだけを今のところは使用しているという形で

す。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 私、低入札価格じゃなくて、予定価格からのある程度入札価格と違うのか、下のほうの範囲がありますわね。それは、何と言うんですかね、低入札価格じゃなくて、低入の場合は審議をしなくてはなりませんわね。その上の、予定価格から最低落札、そういう形になるんですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 今現在は、一番安い金額ですね、低入札価格を下回らない場合、一番安い業者が落札者という形にしております。落札価格ですね。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） これ、予定価格を出したら、正直言ってこれ全部その予定価格に近い数字になりますよね。ということは、この入札率、常に90数%というラインは崩せない、そういうふうに思うんですよね。ですから、ある程度工事物件、そして最低入札価格、これを提示して、それに対して入札を行うと、そういうことは可能でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 現時点では、現在行っている入札のやり方、これを変える考えはございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 変える気がないということで、この11月分の一つのデータを出したんですよね。この11月分の予定価格、2億4,100万円です。そして、落札額が2億3,300万円。これが、例えば予定価格の89%、9割で落ちておけば2億1,400万円です。差額が何と1,800万円。1,800万円あれば、私が先ほど質問をしました医療費の助成、そして灯油、そういう福祉に対しての金額が出るんです。わざわざ予定価格を発表し、それに近い落札で入札をさせる。その金額は、今の95%以下に落ちれば、これははっきり言ってみんな市民の税金です、それか国民の税金です。その辺の考えはありませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 今、議員が言われました予定価格に近い金額で落札させるという考えではなくて、あくまでも予定価格は事前公表しております。それに基づいて業者の中でももちろん積算をしております。ちなみに県内45市町村、事前公表が34市町村です、これは去年のデータですけれども、事後公表しているのが11町村あります。事後公表は事後公表でメリット、デメリットもあります。これは、事前公表も同じですけれども。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） そしたら、今後もこの入札制度、私は一つ提案をしておきます。総合評価制度、入札を落とした時点で、その総合評価を地域の貢献度、そして技術者の問題、そして施工管理の問題、その辺をちょっと加味できるような体制を、総合評価を付け加えることにより、入札価格を落としていける。そして、落とす業者も代わってくると、そういう

内容を県でも実際利用していますので、一度その総合評価方式の入札制度、この市においても利用していただきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 総合評価方式、議員が言われました、安い金額だけでの判断ではないという形になりますが、阿蘇市においてはできるだけ地元の業者に発注しております。総合評価にいたしました場合、やはり企業、実績とか技術員の配置となってきますと、ある程度大きな会社が有利になります。そうなったときに、果たして地元の業者にどういうふうな影響が出るかということもありますので、現時点では総合評価方式の導入は考えておりません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この総合評価方式、実際地元の業者を育成するというのは入札制度の基本です。それはわかっています。しかし、大きな工事の場合、他県から、また市外から来ますね。そのとき、私はその総合評価方式というのはAランク以上の業者で1回使用をしていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほど申し上げましたとおり、今のところ考えはございません。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。そしたら、またこの入札制度の問題、いろいろとまた資料を出しもって質問をさせていただきます。

それと、最後の質問になりますけれど、いこいの村の問題について、時間がありませんので、今回まちづくり課のほうから今回の今このいこいの村の家賃の11月25日、そして1月の末に入金予定だという話、これは実際議会のほうも終わっていますので、できましたらこの入金をされたという事実があれば、議会のほうに報告をしていただきたい。議会事務局のほうに、そういうふうに考えておりますけど、よろしくお願いします。

以上で、ちょっともう時間がありませんので終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終了しました。

続きまして、8番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） お疲れ様です。8番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い質問させていただきます。

今後、5年間の地方創生の具体策を示す地方版総合戦略を策定する自治体が相次いでいます。策定された自治体の戦略を見ると、地元出身者のUターンや大都市圏からのIターン者に対する支援をはじめ、企業誘致などを盛り込んだ内容が多く出ております。雇用の創出を含め、効果的な施策の実施を期待したいものと思っております。もちろん、地方にとって過疎化や人口減少は長年の課題であり、一朝一夕で解決できないと思っております。子育て世帯や若者など、様々な人々を呼び込む対策にじっくりと腰を据えて取り組む必要があると思

っております。例えば、都市部では地方に比べて住居費や生活費などが高く、収入の少ない母子家庭など、生活に苦しい一人親家庭は少なくありません。そこで注目した長野県は、一人親家庭を対象にした移住支援策を盛り込んだ総合戦略を策定、具体的には一人親家庭向けの移住セミナーを開催し、就職相談や家庭は低額な公営住宅、空き家の紹介、保育所の情報提供なども実施する。一人親家庭が県内に有すれば、生活環境が改善できると同時に、受け入れる自治体側も子育て世代の増加につながる。新潟県長岡市は、若者の移住定住に焦点をあてた長岡若返り戦略を策定しました。戦略には、若者らによる空き家や廃校を利用した集合住宅づくりをはじめ、若者の提案を市政に反映できる若者会議の活用などが明記されています。若者が主体的に地元への愛着を持てる政策として注目されております。地方では、商店やガソリンスタンドなどの閉店により身近な場所で生活物資が手に入りにくくなる問題が起きています。買い物支援など、生活の利便性を高める対策も欠かせません。和歌山県内にある中山間の自治体では、村営のコンビニエンスストアを開設し、地域の賑わいの拠点としている例もあります。観光にて地方創生を掲げて成功している事例がある。愛媛県今治市と広島県尾道市、本州と四国を結ぶしまなみ海道、全長 70 km のサイクリングコース、サイクリストの聖地として銘打って、9 万人の観光客が 45% 増し、13 万人になり、経済効果も増えたとのことです。サイクリングで地域活性化、行政の支援の自転車にやさしい道路、環境整備、県内外のお客様の受け入れ体制、マナーを身につけるいろいろ取り組みが重要です。2010 年 3 月、サイクリングの成功例をとって質問いたしました。阿蘇市には、うってつけの地域活性化につながると思いますがいかがでしょうか。自治体はこうした事例を踏まえながら、総合戦略の策定を検討できないだろうか。どこに住むにしても、暮らしやすさは誰でもが求める条件である。きめ細やかな工夫で戦略を前進させ、地方へ人の流れを創り出したいものです。

そこで 2 問お伺いします。地方創生の具体策である今後 5 年間の阿蘇市の地方版総合戦略の考えについてと、サイクリングでまちおこし「しまなみ海道」に研修に行って、声を聞いて取り組んでみるのもおもしろいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えいたします。

総合戦略の策定につきましては、昨日田中議員のところでも述べた部分でございますが、その総合戦略の中身の柱という形で、今回 3 つの政策を分野としてあげております。議員もご承知のとおりですね。一つは経済ですね、経済の活性化による地域の活力創造ということで、これは農林業、観光、定住、それと地域活性化になります。二つ目が福祉生活の充実による選ばれるまちの創造、これは福祉ですね、それと医療、防災の面もこの部分に入っております。最後の三つ目が教育による人材育成、それと郷土愛の創造でございます。これは教育全般になりますが、すべて重要な項目ではございますが、その中でも一つ、経済の活性化による地域の活力創造と、後で観光課長のほうも答弁すると思いますが、この分野につきましては農林業や観光を中心とするサービス業の産業活性化に関連する部分でございます。雇用や、特に定住施策ですね、これを組み合わせで人口減少に歯止めを掛けるという部分も今後

具体的な事業を組み合わせながら取り組んでいくということが重要というふうに思っております。総合的な部分につきましては、その3つの柱をいろいろ組み合わせながら、個別事業を今後具体化させていきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今のご質問の件でございますが、「しまなみ海道のサイクリングでまちおこし」につきましては、議員のお話のとおり、地方創生における成功事例ということで大変関心を持っているところでございます。阿蘇市におきましても、今年高校生の自転車競技部を題材としました人気アニメが全国映画上映をされまして、この阿蘇の地も映画の舞台ということになった関係で、最近ではサイクルスポーツでの人気も高まり、阿蘇をサイクルの聖地としたいというふうな動きもあるようでございます。そういった面で、しまなみ海道の成功事例につきましては、地方創生における地域活性化に向けた参考事例として学ばせていただき、着地型観光につながるような連携も視野に入れた取り組みができればというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今、観光課長のほうからもありましたけれども、やはり着地型、観光の面もしっかり伸ばしていくという形へ2泊、3泊のお客様をやはり誘致していくというのが阿蘇市のGDPを伸ばしていく一つの要素だと思っております。現在、本市外国人数は年間2,000万人を達成する見込みだというふうなことがございます。旅行消費単価も9月までには2兆5,967億円に上っております。昨年の消費額を超えております。観光立国として本当に知名度も上がっております。宿泊客を増やすには、今いったように滞在客を増やすことです。サインリングでまちおこし、しまなみ海道の取り組みは阿蘇に本当に合うと思いますが、市長、いかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） おもしろい取り組みだと思います。ちなみに、しまなみ海道のそのサイクリングのまちおこしについては、やっぱり先を見込んで、10年前からこつこつとお互いが連携をしながら取り組んできたような状態のようでございますし、私どものほうも今から特に地方創生、特にDMOのことについて、更に意識をしながらこれから着手型の観光イコールそういう強いところと連携をしながらやることによって、阿蘇市の地形と地質と、そしてこの素晴らしいいろんな資源というものを活用できると思っておりますので、何とかそんなことができるようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

それと同時に、これは森元議員のほうから私、本をちょっといただきましたけれども、その中でも外国のイギリスの方が著作で、やはりおもてなしとか、あるいはまちおこしとか、そんなことがありますけれども、ちょっと日本人勘違いしているんじゃないのと。やっぱり海外から誘客をとということであれば、まず少々のリスクは負いながらもちゃんと自分たちが先に仕掛けて、そしてそのおもてなしと、来てくださいという姿勢を先に取っていくようなことをしないと、後付け、後付けばかりではいつまでも経っても一緒でしょうというような論評がありました。そんなこともしっかり本を参考にしながらもこれから取り組んでい



きたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） おっしゃるとおりで、阿蘇市は世界ジオパーク、今後は世界文化遺産で飛躍して、世界の阿蘇のとして観光で元気なまちづくりをしてこそ、若い人を呼び込んでいけると思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、次に生活困窮者対策についてお伺いいたします。経済的に困窮する人を生活保護に至る前に段階から支え、自立できるように積極的に後押しをする、生活困窮者自立支援制度が本年4月から始まりました。様々な事情から生活に困窮している人がいらっしゃいます。有効な支援を受けなければならない、いずれ生活保護制度を利用せざるを得なくなり恐れがあり、早めの対策が欠かせません。一方、困窮者が孤立し、自らを助け求められないケースも珍しくありません。窓口にとどり着けない人を早期に見つめるための対策も欠かせないと思っております。

そこで、3点お伺いいたしますのでご答弁お願いいたします。

1点目は、阿蘇市の現在までの取り組みの運営状況と成果についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） お答えいたします。

阿蘇市におきましては、ただ今森元議員が言われました生活困窮者自立支援法に基づきまして、本年4月、消費生活センターと同一の建物でございますが、阿蘇市生活相談センターという名称で開設をいたしまして、失業者を中心に経済的に困窮されている、最低限の生活を維持できなくなる恐れのある生活困窮者の自立支援を実施しております。本センターでは、職員、それから非常勤職員、各1名で業務にあたっております。相談にお見えになりましたら、支援プランの策定、それから実行、実施状況の確認評価、改善、見直し、PDCAサイクルにより相談者の方々と一緒に寄り添って、伴走型の支援を実践しております。相談者の中には、先ほど森元議員も言われましたように、大変お困りの方が多くて、多重債務問題を抱える方も多いのが現状でございます。そのような場合には、消費生活センターの担当者のほうも加わりまして、多重債務問題の解決に向けて支援を同時に行っております。また、庁舎内の徴収部門の関係課で昨年構成いたしました阿蘇市多重債務者対策連絡会を立ち上げておりますので、それぞれから情報提供だけではなく、家計相談支援の取り組み事例等を事例といたしまして研修会を開催して、それぞれの関係課、共通認識の下、包括的な支援体制を目指しております。その結果、成果といたしまして、まだ本年9月までの実績ではございますが、相談数に占めるプランの策定率、それから就労支援率ともに熊本市を除いて県下13市の中ではございますが、人吉に次いで2番目に高い成果を挙げている状況でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今、お答えいただいたとおり、阿蘇市がそういった中ではもう一番進んでいるという形を伺いました。つまり生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業は、相談窓口を設置して終わるものではなくて、やはり困窮されている本人の立場に立つ

て、時に本人を代弁して関係機関と積極的に調整するワンストップの役割を担って、必要な支援まで備え、たらい回しでなく行政はまちの施設ではなく、より積極的に支援を届けるといふ、今課長がおっしゃったとおり伴走型の支援が必要だと思ひます。これが求められていると思ひますので、しっかりとまた今後やっていたきたいと思ひます。

次に、生活困窮者自立支援の事業については、ご存知と思ひますが自立相談支援事業と住宅確保給付金の二つの必須事業、また日常社会生活を整える訓練、就労支援準備事業、住居のない困窮者に衣食住を提供する一時生活支援事業、三番目に貸し付けの斡旋等、家計相談支援事業、4番目が子ども対象の学習支援事業の4事業が任意であると聞いております。実施のために必要については、必須事業は4分の3、任意事業も3分の2から2分の1の国庫補助があり、残りは自治体の負担となると聞いております。任意事業を実施している自治体は3分の1以下であるというふうなことでございますが、阿蘇市におけるこの必須事業と2事業の今後の対応についてお伺ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） お答えいたします。

阿蘇市におきましては、今森元議員が言われましたとおり、二つの必須事業、それから4本の任意事業でございまして、補助の割合まで今言われましたので内容のほうは補足程度になってしまいますが、熊本県の場合は県が共同事業ということで実施をしております、初年度でもありますので、阿蘇市の場合は独自ではなくて大方のほかの市と同様に県と共同実施ということで、先ほど言われました4つの任意事業を行っております。初めての年ではありましたが、シェルター等を共有いたします一時支援事業におきましては、やっぱり保護が必要だった方をシェルターを提供して就労支援に向けてたりという事業を実際行ってまいりました。今後、半年以上経過して任意事業の中で特に思っておりますのが、やはり生活困窮者への養育相談や学び直しの機会の提供、それから学習支援等によりまして、一番今問題となっております貧困の連鎖、この防止に力を注いで、次世代の子どもたちが親の生活困窮に巻き込まれることなく、そこを断ち切って健全に今後生活できるよう関係機関と更に連携を図ってまいりたいと思っております。先日も校長会のほうでお話をさせていただきまして、各学校で学習支援の必要のある家庭とか、子どもさんとかがありましたら、ぜひ私どもの生活相談センターのほうに繋いでいただきたいという周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） なかなかまだまだ市民のほうにもこういったのがわからない方がたくさんいらっしゃると思ひますので、よろしくお伺ひいたします。

本市の実状を検証しながら、包括的な任意事業の取り組み強化の検討を要望しておきます。

3点目は、対象者の把握をどのようになされようとしているのか、お伺ひいたします。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） お答えいたします。

対象者の把握でございまして、生活相談センターのオープン自体は本年4月でございまして

が、26年度には立ち上げに向けまして下準備を既にしておりまして、現在の高齢化社会を見据えたところで介護の居宅事業所、それから各ケアマネージャー、医療機関等、いろんなところを回ってこういう事業を始めるからということで周知を行っております。生活に困窮される方というのは、やはり経済的な問題だけではなく、多重債務であったり、引きこもり等、複雑な問題が複合的に関連しております。それで、地域から孤立している方も少なくございません。そのような理由から、なかなか自ら相談のために来所できる方ばかりではございませんので、場合によってはこちらから訪問をして相談をお受けしたり、それぞれの例えばハローワークであったり、そういう関係機関への同行支援等も行っております。

このように、そういう方々を早期に把握しまして支援につなぐためにも、積極的に、先ほども言いました庁内の関係課、それからハローワークや社協、地域包括支援センター等、庁外の関係機関とも十分連携をしていくことが重要であると考えております。今のところ、庁内からのつなぎで一番多いのは、やはり滞納とかでご相談に来られる、税務課からが一番多い状況でございます。これまでも民生委員さんや庁内の徴収部門などから情報提供を受けて生活困窮者の方々の支援を実施しておりますが、なお一層今後は連携強化を図って早期支援に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 対象者は、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れがあるものとされております。自らSOSを発信できない方をどう把握するのか、非常に難しい問題であります。生活困窮者対策について意見ですが、困窮者の中でも適切な支援さえあれば前に進むことができる人が多くいます。この制度が生かされるよう、困窮者に寄り添う支援体制を望みます。

生活困窮状態にある人を一人でも多く救済し、自立を支援していくことに加え、本市においても増大しつつある生活保護費の圧縮を図っていくための支援制度であります。窓口をつくれば相談に訪れるというものではなく、特に経済面だけでなく社会的に孤立している人などは相談に来られないといったケースも珍しくないという分析もあります。従って、行政の窓口をつくって対応するだけでなく、自治会をはじめとした地域住民との連携なども視野に入れて、地域包括ケアシステムと連動した取り組みを検討していただくことをつよく要望いたします。

続きまして、地域包括ケアシステム、高齢化問題についてお尋ねいたします。6月の議会でほけん課長は高齢者のピークは2030年に終わるので、高齢者向けの住宅、特別養護老人ホームは考えておりませんとの答弁でした。確かにそれは右肩下がりに高齢者の数は少なくなると思えます。しかし、医療の改革が進み、これからますます寿命は延びると思えます。それにより、要介護者の人数がますます増えるものと思われます。現在、高齢者施設サービス行きに出發するバスに乗ろうとする人々がバス停で待っていて、1年1年満杯で乗ることができません。これでは、手厚い行政サービスとは言えないと思えます。国においても、移住高齢者でつくる地域公共団体、生活活躍のまち日本版CCRC構想を検討しております。

もっと前向きな発想があってもいいと思いますが、いかがでしょうか。市における有料老人ホーム・サ高住の整備、各入所者数、待機者はいないのか、今後の計画をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

各施設の入所者数と待機者数についてお答えいたします。はじめに、公的施設で回答いたしますと、特別養護老人ホームみやま荘の11月末時点での入所者数は80名、待機者数が15名、養護老人ホームにつきましては、阿蘇圏域でお答えいたしますけれども、小国町にあります悠和の里で入所者50名、待機者1名、南阿蘇村の湯の里荘で入所者数50名、待機者数5名となっております。民間の介護施設につきましては、総数でお答えいたします。13施設、定員が529名でございます。待機者は128名となっております。

次に、サ高住の整備についてのご質問でございますけれども、現状把握の面でお答えをさせていただきます。高齢者の住まいに対する意識は、社会情勢や家族構成の変化に伴って変わってきており、同居や隣居をし好する人の割合が年々減少してきております。全国的にも高齢者の独居世帯、あるいは高齢者夫婦のみの世帯が顕著に増加しているところですが、阿蘇市においては若い世代が都市部に流出していることで、こうした方々が地域に残っているというのが現状でございます。現在のところ、区長をはじめ民生児童員、福祉協力員など、こうした方々のご協力を得て安否確認などの見守りができておりますが、居宅自体が手すりやバリアフリーの対応が整っているわけではございません。ハードとソフトの両面から高齢者に介護が必要となっても住み続けることができる環境整備が今後も求められてくると思っております。ですから、居宅がある方々につきましては、現行制度を使って介護保険制度、高齢者住宅改造助成などを使って整備に努めていくほか、居宅のない方々につきましては、特別養護老人ホームや養護老人ホームの選択肢以外に見守りによる安否確認と日常生活相談も対応可能な国土交通省が進めます高齢者向け賃貸住宅、いわゆるサ高住やケアハウスなども需要が多く見込まれれば必要な施設であると考えております。しかしながら、これらの施設につきましては、あくまでも整備を行う事業主体が民間でございますので、阿蘇市に申請や相談があれば連携を図っていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 中でも、先ほど言いました、元気なシニア層を呼ぶ日本版CCRCの考えを伺います。国の方針は、もちろん施設介護、在宅、これは曲げるものではありませんが、在宅介護、広い阿蘇市の中で、都市部にコンパクト化するというふうな考えも、そういった中でこういった日本版CCRCを考えていくというのもいいとは思いますが、現在住んでいる高齢者の方も、国の施策である地方創生の基本方針、地方への人の流れをつくる、地方移住の精神ですね。最近の新聞で元気に働ける移住高齢者でつくる地域共同体、今言った日本版CCRCなんです。構想を検討している政府の有識者会議では、11月11日に最終報告をまとめ、石破茂地方創生担当相に提出したとあります。共同体を定着させるために、国に法制化や政策支援を講じるように提言したのが柱、共同体の整備を目指す市町村にも高

齢者の住居確保など、計画の策定を求めた。構想は、地方創生の目玉となる。政府は報告書を踏まえ、地方再生法の改正など必要な法整備を検討する。また、来年度から共同体事業に取り組む自治体に対し、新型交付金による財政支援を始める、主に高齢者に、地方の共同体に移住してもらい、周辺住民との交流を通じて地域活性化を図る構想。将来予想されている首都圏の介護施設不足を補う狙いがある。政府の調査では、11月1日現在で263自治体が推進の意向を示しているとありますが、いかがでございますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、構想の意味にちょっと触れたいと思いますけれども、日本版C C R C構想とは、東京をはじめとする高齢者が自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康で行動的な生活を送るとともに、医療介護が必要なときに継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指す考え方のようでございます。この構想の意義としましては、地方は東京に比べて日常生活のコストが大幅に低いことや、移り住みたいと考えている東京圏の高齢者の希望を実現できること、地方への人の流れを推進することによって、地域の活性化を促し、近い将来に大きな問題となる東京圏の急速的な高齢化の問題などが挙げられております。つまり、今後急速に高齢者が進む東京圏では、医療介護ニーズも急増しますし、サービスの確保や医療の問題などが同時に発生してまいります。こうした問題もその解消につながると同時に、地方にとっても医療介護サービスの活用や雇用の維持を図ることができますので、活性化につながると同時に問題解決にもつながるといえる考え方でございます。

そこで、阿蘇市としてこの構想についてどのように考えるのかというようなご質問でございますけれども、地方へ移住された方々が健康で地域の活力になれるような期間、その一時的な期間で活性化が停滞するのではないかとという危惧もございまして、その後に続きます健康保険料とか、医療費、各種給付などの財政負担が増すばかりに終わってしまうのではないかとこのことをちょっと不安に感じているところでございます。ただ、日本の社会全体で解決していかなければならない問題も含んでおりますので、今後構想がどのように示されるのかを注視して、阿蘇市全体で考えて取り組んでいただかなければならないことだと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 平成27年で住所地特例制度の変更がありましたですね。そのようなサ高住、これが介護保険制度の見直しをされたというようなことがあるんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 今現在、阿蘇市におきましてサービス付き高齢者向け住宅というのは、小池のほうにあります「つどい」さんの一つでございます。こちら、先日特定施設入所者介護という介護系サービスができるような資格というか、指定を受けております。そこに入居される方は、そういった介護サービスも受けられるということになっております。そちらについては、住所地特例が認められているということでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今聞いているのは、住所地特例制度ができたでしょう、前からできてるんですよ。今度平成27年度に、前まではサ高住に入られる方は、要は東京におられて介護保険料を払われたら東京の地域が今度は介護保険料を市でも見るというような特例制度があるじゃないですか。そのことを説明してくださいと言っているんですよ。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 住所地特例制度というのが、議員がおっしゃるとおり保険料を納め続けたところから引っ越されて入居されたときに、元いた自治体がサービス給付の給付費を払うということで、そのサービス付き高齢者住宅については阿蘇市に転入された場合、阿蘇市の介護保険制度では給付を見ないという形になります。「つどい」につきましては、一応そういったことで他住所地の方も入居はできるんですけども、こちらからあそこを設立するときに、お願いといたしましてできるだけ阿蘇市の住民の方を優先的に配慮していただきますようお願いしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） だから、日本版C C R Cの中で、そういった中で取り組む、阿蘇はどういうふうな形で考えているのかを聞いているわけでしょう。その中で、住所地特例制度の変更はサ高住もあるというふうなことであるからどうですかと、今後サ高住の住宅をまた一つの中で推進しながら、日本版C C R Cという考えはいかがですかというふうなことを聞いているんですよ。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 介護保険制度の中で、やはり保険料負担に影響してきますので、こちらにつきましてはサービス付き高齢者住宅自体を阿蘇市内でどれだけ計画していくかというのは、やはりその時点でのサービス使用見込み量というのを3年毎に見直しておりますので、その中で議論していくことになると思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） わかりました。

それでは、伺います。認知高齢者の取り組み状況というようなことですね、認知徘徊者早期発見、相談体制などを伺います。認知症の高齢者を守るための阿蘇市の取り組みですね、認知症が原因で起こる問題の一つに徘徊があります。あてもなく外を歩き回ったり、出た先で自分のいる場所がわからなくなったり、道に迷ったり、近隣の人や警察など保護されればまだいいんですが、特に行方不明となったまま戻らなかつたり、死亡が確認されるといった悲劇的な事態にもつながります。保護された高齢者の身元がわかるものを身につけておらず、家庭のほうに返せなくなったというふうな事例もある。前に、やはり阿蘇でもそういった行方不明者があって捜索をしたと、ヘリを飛ばして捜索したというふうな形もあって、見つからなかったと聞いておりますが、そういった中で、GPSを使ったりいろんな取り組みもいろいろ考えられると思うんですが、そういった取り組みは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 阿蘇市の認知症高齢者の取り組み状況ということでご説明させていただきます。認知症施策推進事業につきましては、阿蘇市地域包括支援センターのほうに委託をいたしております、事業実施を行っております。一つに、認知症支援推進委員というものを配置しております、こちらはご家族や民生委員さんや関係機関などから相談があれば随時対応を行っているというところが一つと、あと地域の方々に正しく認知症を理解していただくことが大切ということで、認知症サポーターの養成講座を実施しております。こちらは学校や企業や各種団体に出向き実施しているものでございまして、昨年度は49回ほど実施しております、1,360人ほどの受講をいただいております。ちなみに熊本県自体が日本で一番サポーター要請が進んでいる県でございまして、阿蘇市もしっかり取り組んでいるということでございます。あと、昨年度から認知症カフェということで実施しております。認知症カフェというものは、ご本人さんや家族の皆さんや地域の方が集まって、気軽に悩みなどを語り合う場ということで、その認知症カフェの取り組みを今しているところでございます。取り組みとして、あとやまなみ病院さんが熊本県の認知症疾患医療センターということで、これは県内11カ所ございまして、阿蘇にはそのやまなみ病院さんがあります。こちらで2カ月に1回、関係機関が集まって、他職種が集まって意見交換を行ったり、情報共有といった対応を行っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 認知症の徘徊のほうの取り組みはどうですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 具体的な取り組みとしましては、阿蘇地域の住民の方はもちろん、関係企業さんやあらゆる職種の方々に認知症を正しく理解していただき、その地域全体で見守っていくような、いわゆる地域包括ケアシステムの動きの一つとして、その地域全体の、みんなで地域を見守っていくということで対応していこうというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今年、徘徊で不明になった方は、最後どうなったんですかね。わかったんですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） そちらについて、今のところまだ情報はありません。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） そういった徘徊の方がわからなかったと。結局あのときも結構消防の方とか地域の方がずっと探されて、へりも飛ばしたと。そういった中でも費用がかかるからそういった取り組み、よく自治体の中で靴にステッカーを貼ったり、そういった何かを、そういったGPS機能なのか、そういった取り組みをなさっているというふうな形、これから段々そういった中で、先ほども言いましたとおり、高齢者は増えてきて認知症が増えたと。やはり自宅で介護していくというふうなことになるれば、やっぱりそういった取り組みを何か考えているのかなというふうなことでこの話題を出したんですよね。そういった中で、今後

そういったことをしっかりやっていただかないと、いなくなった、へりを飛ばす、そういったことだけじゃなくて、費用も結構かかりますからね。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 確かに今現在、65歳以上の方で7人に1人は認知症を患っているということで、これが2025年には日本で700万人ということで5人に1人はもう認知症を患うというふうなことになりますので、基本的には地域包括ケアシステムの中で取り組みながら、やはり今後ますます増えていくであろう徘徊者等の対策につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） まもなく時間になりますので終わらせていただきますが、本当にこれから高齢者が増えてきます、認知症も増えてきます。やはりそういった阿蘇市独自の手厚い支援制度、それをやっぱりやっていって、阿蘇市から熊本県内のほうに、阿蘇市はこんな取り組みをしているんだよというふうなことを出していただきたいと思います。これからも、取り組みのほうをよろしく願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、2時40分まで休憩に入ります。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きますが、議員の皆さんにお願いいたします。質問者は真剣に発言されておりますので、不必要な雑談は極力ご遠慮をお願いいたします。

それでは、ただ今から6番議員、菅敏徳君の一般質問を許します。

菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。最終日の質問者となりました。昨日から今日と、大変お疲れ様でございます。早速ですが、質問させていただきます。

通告書に沿って、次の4点質問いたします。

阿蘇市の基幹産業である観光業の観光振興に欠かせない市街地内の景観整備について質問いたします。

最初に阿蘇市の商工観光補助金等交付要綱、それからまちなみ景観整備に関する補助金の交付要綱を見れば、補助対象者として阿蘇市の商工観光振興推進をする団体及びこれに準ずる団体となっていますが、各補助金の交付要綱の内容が自分なりにいまいち理解できない点がありますので質問いたします。

はじめに、商工観光補助金等交付要綱の中に、事業費の2分の1または600万円、いずれか低い額となっております。この説明と、同じ団体から補助対象事業メニューごとに補助金



の交付申請はできないか。ここに阿蘇市の商工観光振興補助金の交付要綱があります。この中に補助対象事業ということで6項目ほどあります。これが重複して補助金をもらうことができるか、その点、2点ですね、質問させていただきます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の6番議員のご質問でございますけれども、阿蘇市商工観光振興補助金の制度についてでございます。基本的に、議員がただ今おっしゃいましたとおり6つの補助メニューを制度化しております。その中で、それぞれ補助対象者でございますとか、補助率、それから限度額等々、それぞれ定めさせていただいているところでございます。ご質問の事業費の2分の1以内、それから600万円のいずれか低い額というふうなご質問でございますけれども、こちらのほうが商店街活性化事業のまちづくり事業に該当する事業でございます。内容的にはハード事業、それからソフト事業の部分になるかと思えます。そういったところで、事業費2分の1内でございますけれども、600万円と非常に大きな額ではございますけれども、ハード事業というようなことで、要綱のほうにお示ししておりますとおり、ソフト事業といたしまして宣伝広告費でありますとか、事業運営費等にお使いいただくようなメニューでございますけれども、街路灯、それからカラー舗装でございますけれども、そういったハード的な部分もお使いいただくことで、600万円以内で、予算の範囲内で交付できるような部分をご用意をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ということは、600万円いずれかということで、事業費の最高限度額が1,200万円という認識でいいんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 2分の1、600万円以内ということでございますので、いずれか低い額で定めております。従いまして1,200万円のマックスの事業費という形になっております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 当然ですね、この補助事業は、営利目的ではないということがうたっています。少ない予算であれば利活用できやすいんですが、2分の1の自己負担ということで、多額の事業費になった場合、申請しづらいのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 高額の事業費、ハード事業あたりをお考えの場合については、非常に事業費的にも高くなる恐れがございますけれども、それに伴いまして要綱上、負担が生じる形でございます。自己負担もそれなりに上がってくるわけでございます。限られた予算の中での執行という形を取られていただきますけれども、こちらの商店街活性化事業のまちづくり事業につきましては、補助事業者の方々に、計画的に慎重に実施に向けて検討していただくようになるかというふうな思っております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君）　そこで、商店街の活性化事業の中に補助対象経費として街路灯のカラー舗装があります。市街地内の舗装もでぼこが見られ、特にマンホール蓋周辺が傷んでいるところが多々あります。観光地のイメージアップを図ることから、まちなみ景観整備計画の中でカラー舗装とかの整備の計画があるのか、お尋ねいたします。カラー舗装などの整備の計画があるか、ないか。あるかないかでいいですか。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君）　ただ今のご質問でございますけれども、合併前に旧阿蘇町等でカラー舗装の実施も内牧のある区間実施した経緯がございますけれども、現在、計画等には掲載はいたしてございません。

○議長（藏原博敏君）　菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君）　わかりました。

それでは、次の商店街景観整備事業補助金等交付要綱について質問いたします。この事業は単発ではなく、商店街をどのように修景していくというコンセプトを明確にし、その事業計画に沿って商店街の沿道沿いに樹木を植栽する事業とありますが、この補助は限度額が定められているか。また、場合によっては個人の私有地を整備しなければならないわけですが、整備は可能なのか、2点質問いたします。

○議長（藏原博敏君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君）　ただ今のご質問でございますけれども、1点目が補助限度額についてでございますけれども、交付要綱の中でお示ししておりますけれども、第3条関係で補助金の額を示す別表でございますけれども、こちらのほうに植栽事業といたしまして苗木、樹木等の購入及び肥料代として全額を補助対象経費として補助をお出ししております。それから機械借上げ等についても3分の2以内で対応させていただいております。

それから、植栽事業以外に商店街の景観の統一化を行うための事業というふうなことで、具体例を言いますと商店街の壁に絵画を描いたりとか、それから統一的なそういう色彩であるとか、そういったものを統一感を出すための事業ということで2分の1以内で制度化をいたしてございます。従いまして、補助限度額の定めはございませんけれども、こちらのほうも要綱上、予算の範囲内において定めをさせていただいております。

それから、2点目でございますが、個人の私有地を整備する場合でございますけれども、こちらのほうにつきまして、要綱上におきましても、地域の合意形成をしっかりと図っていただくというふうな文言も盛り込ませていただいております。事後のトラブルあたりの防止をするためにも、申請時に所有者の同意書を同じく申請書と一緒に添付していただくように義務づけております。

○議長（藏原博敏君）　菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君）　この事業に対して、非常に関心を持たれております商店街の方が数名おられます。内牧の5区のローソンの前から4区のコアラの前まで沿道沿いに樹木を植えようと計画したいという人が数名おられます。そこで、この対象地区において、行政が主体となって説明会などを開いて地域住民の方の同意を取られるよう協力できないかと思っております。

が、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、地域団体でそういったご希望する、地域を盛り上げていこうという団体が各地でございますけれども、ご要望があれば、会合等がある際にこちらのほうが出向きまして制度上のご説明、そういった部分をご説明する場をご連絡いただければいつでもまいる所存でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 2016年度にも、先ほど古木議員がおっしゃられました県民体育祭が行われてきます。各施設も大変充実した設備を整えなければいけないと思いますけれども、やはり多くの参加者の方が来られます。観光の景観の整備もこうしてやっていかななくてはならないのじゃないかなと思っております。

続きまして、「草・観・然」活性化事業補助金交付要綱について質問いたします。この要綱は、入湯税を阿蘇市の美しい自然や観光、歴史、文化、観光地の創造に寄与する事業に補助するとあります。そこで、本年度の入湯税の収入見込額として4,421万7,000円が計上されています。一方、歳出を見ますと「草・観・然」活性化事業補助金として2,150万円が計上されております。平成25年度に主要な施策の成果の中には4,194万円、26年度が4,100万円となっております。なぜこの本年度は50%ほど減額されているのか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今の件についてご説明をさせていただきます。

「草・観・然」活性化事業の補助金につきましては、議員が今おっしゃられましたとおり入湯税を財源として観光振興に資する部分に対して交付をするというものでございます。本年度の予算でございますが、入湯税が予算で4,420万円程度ということで、「草・観・然」の事業ということで2,150万円というふうなお話でございましたが、本年度の「草・観・然」の補助につきましては4,649万9,000円が補助ということでございます。入湯税を財源として4,000万円のうち2,150万円、残りの2,500万円程度になりますが、地方創生の交付金が活用できるということで、残りについては地方創生の交付金を充当しておる関係上、27年度については2,000万円ということでございます。ちなみに、25、26につきましては、今言われましたように約4,000万円の入湯税について4,000万円近くの然の事業というふうな形で交付がされておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ということは、地方創生補助金が2,000万円ほど組み込まれるということで、前年度の入湯税2,000万円ほどが減額になるということで、これは一般財源のほうに組み入れられるのか、また違う方向の予算にいくのか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 財源の充当につきましては財政課のほうの所管になりますけれども、入湯税につきましては目的税ということでございますので、環境衛生施設であったり、鉱泉源の管理維持、それから消防施設等も含まれますし、観光施設、観光振興全般というこ

とになりますので、入湯税の残りといいますか、予算上の差額の2,000万円につきましては、財政のほうでその他の観光振興の事業費ということで充当されているということになります。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） もう一つ、この目的税である入湯税に対して、補助限度額が定められているのか。また申請のあった団体、阿蘇市観光協会と考えますが、補助金交付に関して決定される額についてはどのような判断で交付されるのか。その2点、質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） まずご質問のありました限度額でございますが、限度額についての定めはありません。それから、補助金の確定ということでございますが、補助金につきましては他の補助金と同様、事業実施主体から事業計画書、それに伴う関係書類等を併せて交付申請をいただくというふうな形の中で、提出をされました交付申請書の中身を審査しまして、補助金の交付規定並びに要綱に照らしまして審査のほうを行います。その審査の結果、適当でなければ減額であったり変更であったりということが行われます。特に必要と認めることができれば、予算の範囲内で補助金を交付しているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） それでは、地方創生の総合戦略の一つ、然事業に関しまして、メディア等をうまく活用して、全国的にも注目を浴びております。浴びたり、高く評価されております。先月29日のA級グルメ晩餐会も盛会のうちに終わりました。そこで、今後の然の展開としてどのようなことを考えられるのか。公表できることがあれば、その計画というか、どのようなことがあるかお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ご質問にお答えをいたします。

然の取り組みに関しましては、もちろん当初からうたい文句にしてございます人々がブランドとしての推進をやっておりますので、そういった地場産業の育成とか支援を全面に打ち出しながら、プロモーション活動の強化を図るという意味で、阿蘇の魅力を内外に大きく発信をしていきたいというふうに考えております。

それと、総合戦略の中でもうたい込んでおりますけれども、2020年度までには認定者数を300までに伸ばしたいというふうな形での取り組みを今後強く進めていきたいという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） その認定者数にちょっと質問ですが、これは認定するにあたって、認定委員会のような委員会がありますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 一応、自薦、他薦を問わず申請をいただいた方でということで認定のほうをしております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 認定者を推薦する場合、その場合、地域にいろんな文化芸能の人も

おられるし、絵画的にもうまい人はおられます。そういった場合、その推薦をする場合、どのような推薦をすれば、どこにどのようにして推薦すればいいのか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今の件について説明をいたします。市民ブランドというふうな名称をうっておりますので、ご商売人にかかわらず、いろんな分野、多岐に亘る方をそういった認定をしていきたいという具合に考えておりますので、観光課のほう窓口になりますので、そういったところにお問い合わせをいただければという具合に思います。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） わかりました。

それでは、次に市街地内の電柱地中化についてお尋ねいたします。この地中化について、皆さんのお手元に配布しております資料を参考に質問したいと思いますが、この写真は豊前街道山鹿市の八千代座のあたりのものでございます。

そこで質問させていただきます。阿蘇市は魅力あふれる大阿蘇の観光地づくりを目指すことから、阿蘇の観光資源を最大限に活かし、阿蘇ならではの都市農村交流を創出するとともに、県内外の観光地や周辺自治体との広域連携の下、魅力あふれる観光地づくりを進めるとあります。2011年の九州新幹線全線開業や地域高規格道路の整備、また国道57号線の4車線化を視野に入れ、県内外からの観光客の受入体制の強化に努めるとともに、更に外国人誘客に積極的に取り組み、国際環境観光都市を目指すとあります。

そこで、道路沿線の電柱電線は、地域の景観を阻害し、災害時の救助活動や通行をも妨げるものです。国際環境観光都市を目指すまちづくりを推進するためにも、電柱の地中化も一つの施策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今6番議員のご質問でございますけれども、事前に無電柱化推進計画案ということでお配りいただいております。こちらのほうも計画の案を見せていただきましたけれども、非常に欧米都市に比較しますと大きく立ち後れているというふうな形でございます。これは国内の部分に考えられるところでございますけれども、阿蘇市につきましては、議員おっしゃるとおり国際環境観光都市という大きく目指してございまして、非常にこの無電柱化推進計画からしますと、いわばちょっと対応的に後手後手になっているというふうな形にも見受けられるところでございます。非常に県内におきましても主要幹線道路、国道沿線でありますとか、熊本市の市道関係、それから先ほどおっしゃいました山鹿市の八千代座、非常に歴史的なまちなみの保全をやっていく部分で非常に必要であるというふうな、そういう重点地区に対してこういう計画が盛り込まれているように思われるところでございます。先ほど議員おっしゃいますとおり、本市におきましても景観の改善による観光資源の価値の向上でございますとか、また防災上の観点、それから路上スペースの確保等のために非常に必要な事業であるという形においては認識しているところでございます。また、インバウンド対策、多くの外国人の方もお越しになっているわけでございます。そういった景観上のおもてなしといった部分を図っていかなくちゃいけない。それと、

道の駅等の非常に多くの来場者がある部分、多面的なそういった要素のある施設、地域に対して、非常に有効であるような事業であることでは承知をいたしてございます。しかしながら、事業化にあたっては要件のクリアでございますとか、架空配線に比較いたしまして10倍とか20倍近く高額な整備コストがかかるというふうに言われてございます。そのため、整備を検討するにあたりましては、メリット、それからデメリットといったものを十分精査しながら、関係機関、熊本県をはじめNTTさん、それから九電さん、そういった関係機関等々をはじめ地域、それから市民の方々と事業の部分の必要性、合意形成を図っていくというのがまずは必要であると認識いたしてございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） この資料を見てもみますとわかりますように、地方の自治体が全然進んでいないのが実情でございます。管理者、国として国道3号線とか、県に関しましてはやはり熊本市が90%ぐらい占めております。多大な自己負担もいるのかなと思っているわけでございます。

そこで、国の補助制度とかがわかりますか。国の補助制度、またその補助制度があるとなれば補助要件とかがわかりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） お尋ねの件でございますが、電柱地中化につきましては、歴史的景観整備及び歩行空間の確保や緊急避難道路等の確保等を目的にしまして、国の社会資本整備総合交付金の中で防災安全交付金、主に電線共同溝という名称ですけれども、その事業が活用できまして、補助率は60%となっております。しかしながら、通常の補助事業とは違いまして、先ほどまちづくり課長も申しましたが、事業者の一存で事業ができるということでは無く、まず事業者と道路管理者及び九電、NTT等の電線管理者との合意形成が必要となりまして、この合意後、熊本県の無電柱化推進協議会及び九州地区無電柱化推進協議会での承認を受けて事業化となります。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） なかなかハードル高いということでございます。そこで、できれば、ハードルが高いのはわかっているんですが、阿蘇市の商店街を形成しております、例えばコアラ周辺、地元の呼び名で広町あたりですが、その広町や宮地地区の仲町商店街、また阿蘇の玄関口の阿蘇駅周辺など、景観モデルを策定して電柱のない美しいまちなみ景観を整備し、環境都市としてアピールしたらどうだろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、整備については検討の余地があるかというふうなご質問だと思っておりますけれども、先ほどご質問にお答えいたしましたとおりでございます。非常に市が一方的に計画を進めていくというわけではございませんで、また地域のほうがそういった形で一方的にやるというふうな事業体系でもございませんで、非常に関係機関との同調と合意形成といったものが不可欠な事業でございます。それとまた段階的にハードルが非常に高い事業でございます。そして、先ほ

ど建設課長が答弁しましたとおり、県の計画にまず掲載する、その前にNTT、それから九電さんと、そういう電線管理者の同意、承認がまず必要になってくるという、非常にハードルが高いわけでございます。そういったものがある程度クリアになるようであれば、財政部分を考慮しながら検討の余地はあるかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 総合戦略の長期ビジョンの中でも少し組み入れてもらって、長い期間でもいいですので、少しでも地中化に対しての考えを持っていただきたいと思います。

次にいきます。今後の観光戦略についてということでお伺いいたします。内牧のホテルや旅館の宿泊形成を見てみますと、修学旅行やアジア圏を中心とした外国からの観光客も年間38万人と多く見受けられるようになりました。そこで、外国人の観光客誘致の受入体制にどのような準備がなされているか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをいたします。

外国人観光客の受入体制ということかと思いますが、ただ今阿蘇におきましては外国の方の訪日の方が大変多くいらっしゃっております。現在のところ、多言語対応ということで、各宿泊施設に4カ国語の音声ペンというふうなものを配置いたしております。それと、観光パンフレット等につきましては、6カ国語対応の観光チラシというものをつくって備え付けをいたしております。インフォメーションセンター等においております。

それと、最近スマホ・タブレット等を中心とした通信回線の利用も大変多うございますので、Wi-Fiの環境整備といったところも充実をさせているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） そこで、阿蘇市に来られる観光客は外国人を含めて増加傾向にあります。1人当たりの観光消費額は年々減少しているのではないかと思います。阿蘇地域は、世界農業遺産、また世界ジオパーク認定や世界文化遺産登録を目指しております。心のこもったおもてなしにより、地域の人々との交流がリピーターにつながるようになると思われ、阿蘇ブランドをもっと前面に出した、特に若い女性をターゲットにすることも視野に入れた体制が必要になってくると思われませんが、その点、若い女性をターゲットにすることについて、どのようにお考えがあるかをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

ブランドにつきましては、先ほど申し上げましたように、然を中心とした取り組みの中で阿蘇の魅力を全面に打ち出した誘客ということで取り組むように考えております。観光の部分で議員がおっしゃられましたとおり、女性が中心であることは大変うれしいことでもありますし、間違いのない事実でございます。実際に阿蘇市におきましても、女性観光客を多数見掛けることができます。

そこで、誘客に関しまして、女性をターゲットとした戦略として、現在のところ阿蘇スイーツめぐりというふうな部分で実施をいたしております。また、宿泊施設においても女性限

定の宿泊プランの設定など、女性客の取り込みに努力をしているところでございます。

今後も引き続き女性の視点に立った誘客を併せて取り組みたいという具合に考えております。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） ちなみに、最近の熊本商工会議所の調べによると、観光の目的は88%がおいしいものを食べることだそうです。幸いには阿蘇にも阿蘇ならではの食べ物、食材があります。そういったところを開拓していただきたい、もっともっと女性客を誘客していただきたいと思っております。そうすることにより、若い男性も来て地域の活性化になるのではないかなと思っております。

そこで、火文字焼きの休止についてお伺いいたします。阿蘇に春を告げる一大イベントであります火文字焼き、阿蘇広域行政事務組合主催の事業でしたが、資金難で本年度は中止となり、経済的な影響を一番受けたのが旅館組合ではなかったかなと思っております。

そこで、同時期の本年と昨年の経済効果、宿泊客の入り込み数などわかればお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 具体的な数字については把握ができておりませんが、宿泊、入り込み等について、今現在控えておるデータにつきましては、26年、25年というような数字になりますが、数字にあんまり変動はないというふうなことです。ただ、お尋ねの火振りに関してということでございますと27年、今年の部分ですが、なかなか比較対象になる数値がございませんものですから、いろいろ火振りにつきましては地元の旅館組合、観光協会等にお聞きする範囲では、あんまり数に影響があったというふうには聞いてはおりません。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） その経済効果も少なかったということですが、この祭事を再開した場合、阿蘇市単独での事業となった場合、経費も430万円ほど多額の予算が必要となってくる。

そこで、再開、廃止かの議論を踏まえた火祭り全体の検証する必要があるのではないかなと思っております。阿蘇市として今後の火文字焼きに関してどのような考えか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

火文字焼きにつきましては、議員がおっしゃられましたとおり、以前は阿蘇広域行政事務組合のほうで阿蘇の火祭りということで大々的に行われておりましたが、資金等の面で難しいということで実施をしない方針が決定されたところでございます。そういうような状況の中で、本年の春につきましては、火文字焼きは阿蘇市の有志の方々、火文字焼きを守る会というふうな形の中で、本塚のほうで実施されたということの経緯がございます。今ご質問の、今後の実施についてはということですが、以前のような大規模な実施ということになりますと、今議員がおっしゃられましたようになりかなり費用の面もかかりますし、人的な支



援の面での負担がかなり大きいものということで、厳しいものと考えておるところでございます。なお、今年の春がそういう形で実施をされた経緯がございますものですから、観光課としましては、関係団体、いろんな世話人の方がいらっしゃるかと思いますが、そういった方々と早い時期にいろいろ協議のほうはしていきたいという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 最後に、30年続いた大事な祭事でございます。大きな予算も絡むことから、慎重審議方よろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君の一般質問が終了しました。

以上をもちまして、今期の定例会に通告提出されました一般質問は全部終了いたしました。

## 日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにござい異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、平成27年第6回阿蘇市議会定例会は本日をもって閉会することに決しました。

着座のままでご挨拶します。平成27年第6回阿蘇市議会定例会を閉じるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。去る12月4日以来15日間、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、本日をもって平成27年度補正予算案をはじめ、全議案の議決決定に至りましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことを、重ねてお礼申し上げます。執行部各位におかれましては、平成27年度補正予算をはじめ、成立を見た各議案につきまして、その執行にあたっては適切に運用され、市政の発展のため一層の努力をお願い申し上げます。

ます。

いよいよ厳寒に迎えますおりから皆様方にはくれぐれもご自愛いただきまして、無事越年され、ご多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、平成 27 年第 6 回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。本日は大変お疲れでございました。

午後 3 時 22 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 27 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員